

岩手水産業の復旧における主体間関係と諸問題

—— 漁業協同組合を中心に ——

栗田 但馬*

要 旨 東日本大震災は岩手県、宮城県、福島県の沿岸地域を中心に日本全国にわたって甚大な被害をもたらしたが、それら3県の復旧、復興にとって水産業の体制整備は最も重要な課題の一つである。本稿の目的は、岩手の水産業とくに漁業の復旧に関して、漁業者、漁協、企業（民間）、国・県・市町村等の主体間関係から、岩手沿岸における動向および問題を、実態分析を通して明らかにし、その復興の基本課題を提起することである。岩手県復興計画では漁業の復興に関して、「漁協を核とした漁業・養殖業の構築」が柱であるが、内容なき既定路線と化し、その記載に至る議論のプロセスに大きな課題を残した。他方で、復旧プロセスで漁業者と違い、漁協の動向がほとんど見えない。漁協の覚悟、責務が問われており、漁協の主導、県のコーディネートで地域・県民ぐるみで何が従来通りで良いのか否かを、宮城県の「水産業復興特区」や漁港の集約再編も含めて幅広く議論する場を持つべきである。この点に最大の意義があり、とくに漁協の性格・機能や経営およびそれへの公的支援のあり方などに関して明確にしておく必要がある。

キーワード 東日本大震災、岩手沿岸、漁業、漁業協同組合、漁業権の民間開放

はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災は岩手県、宮城県、福島県の沿岸地域を中心に日本全国にわたって甚大な被害をもたらした。とくにそれら3県におけるしごと（生産）やくらし（生活）の復旧、さらに復興は間違いなく多岐かつ長期におよぶ。ここではひとまず「復旧」とは「もとの状態にすること」、「復興」とは「発展的な状態にすること」と簡潔に定義しておく。また、企業や団体などの場合、それらを改めて組織し直すという意味で「再建」を用いることがある。

岩手、宮城、福島の前沿岸地域のうち大半の市町村において水産業は基幹産業である。そのインフラも壊滅状態となり、被害状況は各県のホームページや新聞などで伝えられている。地域の復旧、復興にとって水産業の体制整備は最も重要な課題の一つであるが、とくに漁業を巡って、宮城県と岩手県の方針に大きな違いがある。

宮城県は「水産業復興特区」構想および漁港再編（統廃合あるいは機能集約）を進めているが、県内でそれらに対する評価は分かれ、とくに前者は県内外で政策論争の様相がみられる。他方、岩手県の方針は被災前の状態に戻す点で、それとは対照的に位置付けられている。しかし、宮城県のように漁業の主体に着目した場合、漁業者、漁業協同組合（以下、漁協と略称する）、市町村など様々な利害関係があるにもかかわらず、岩手でもそのあり方は十分に議論されてきたのだろうか。

本稿の目的は、岩手県における水産業とりわけ漁業の復旧に関して、漁業者、漁協、企業（民間）、国・県・市町村等の主体間関係から、岩手沿岸における動向および問題を、実態分析を通して明らかにし、その復興の基本課題を提起することである。主な調査フィールドは岩手県の洋野町、宮古市、山田町、大槌町、陸前高田市、宮城県の南三陸町であり、2011年6月から2012年2月までの

* 岩手県立大学総合政策学部 〒020-0193 岩手県滝沢村滝沢字菓子 152-52

期間を中心に現地で調査を行った。

1. 宮城県と岩手県の水産業の復興方針

——論点整理にあたって——

(1) 宮城県の水産業に関する復興方針

岩手県の方針との違いを鮮明にするために、宮城県の水産業に関する復興方針を整理しておく。最初に、宮城県が2011年4月に策定した「宮城県震災復興基本方針（素案）～宮城・東北・日本の絆・再生からさらなる発展へ～」である。

水産業に関する基本理念をみれば、「被災地の単なる『復旧』にとどまらず、これからの県民生活のあり方を見据えて、県の農林水産業・商工業・製造業のあり方や、公共施設・防災施設の整備・配置など、様々な面から抜本的に『再構築』することにより、最適な基盤づくりを図ります。」と記されている。

水産業の復興の方向性は、以下の時期区分にしたがって述べられている（部分引用）。

復旧期：「主要漁港の応急整備や、漁場回復のためのがれき撤去や水産物の安全性を担保する調査、優先的に再開させる沿岸漁業拠点の復旧を最優先で実施します。」「水産業集積拠点の再構築、漁港の集約再編及び強い経営体づくりを目指しま

す。」¹⁾

再生期：「拠点全体の本格操業を進めるほか、集約再編する漁港の整備とまちづくりを本格化させます。また、家族経営など零細な経営体の共同組織化や漁業会社など新しい経営方式の導入を進め、経営の安定化・効率化を目指します。」

発展期：「集約再編に伴い高度化・効率化が進んだ漁港において水揚げを本格化させるとともに、新たな経営組織において規模拡大や6次産業化などにより収益性の向上を図り、競争力と魅力ある水産業を目指します。」「水産都市・漁港地域全体の活性化を推進します。」

これに対して、2011年5月10日の政府(国)「第4回復興構想会議」において、事態は大きく変わることになる。そのメンバーである宮城県村井知事が、(1)水産業の国営化、(2)「水産業復興特区」創設を提案し、後者に関して「養殖業等の沿岸漁業への民間参入・民間資本導入の促進」のために水産業復興特区を創設するとし、関連法令として、①区画漁業権の免許の適格性（漁業法第14条）、②区画漁業権の免許の優先順位（同17条）、③定置漁業権の免許の優先順位（同16条）、④各種土地利用規制などが列挙された²⁾。なお、漁業権の一覧は表1のとおりである。

表1 漁業権の一覧

区分	対象漁業種類など	免許の優先順位 (第1順位)
定置漁業権	大型定置網、北海道のサケ定置漁業など	漁協等
区画漁業権	第1種 カキ、ノリ、真珠養殖、小割り式魚類養殖など	漁業者または漁業従事者
	第2種 網仕切り式魚類養殖、築堤式クルマエビ養殖など	
	第3種 地まき式貝類養殖など	
特定区画漁業権 (1963年創設)	(区画漁業権のうち特定のもの) ひび建養殖業、藻類養殖業、真珠養殖業を除く垂下式養殖業、小割り式養殖業、地まき式貝類養殖業	漁協
共同漁業権	第1種 アワビ、アサリなどの採貝、コンブやワカメなどの採藻漁業	適格性が認められるのは漁協のみ
	第2種 小型定置網や固定式の刺し網などによる漁業	
	第3種 地びき網、無動力船による船びき網漁業など	
	第4種 三重県等の寄魚漁業などの特殊な漁業	
	第5種 河川・湖沼等の内水面や封鎖性海面における漁業	

(出所) 筆者作成。

河北新報 2011 年 5 月 14 日付によれば、5 月 13 日に「県漁協の木村総会長ら役員 15 人が県庁を訪れ、村井知事に文書で撤回を迫った。木村会長は『民間企業は経営が悪くなるとすぐに撤退する。子々孫々まで浜で生活したいのが漁師の気持ち。特区反対は組合員の総意だ』と述べた。村井知事は『特区の主役は漁業者。仕事を奪うつもりはない。漁業者が納得しない形ではやらない』と理解を求めた。民間参入を促す理由として①養殖施設の復旧には巨額資金が必要で漁業者の自己負担が大きい②後継者不足に歯止めがかからない③国際競争を勝ち抜くために経営効率化が必要—などと説明した。』³⁾

次に、宮城県が 2011 年 6 月に策定した「宮城県震災復興計画（第 1 次案）」である。水産業の復興に関する問題意識として、水産業の壊滅的被害、漁業者の高齢化があげられ、こうした状況下で、「これまでの水産業の『原形復旧』は極めて困難です。…『原形復旧』にとどまらず法制度や経営形態、漁港のあり方等を見直し、新しい水産業の創造と水産都市の再構築を推進します。」と記されている。

具体的な取組として、次の点があげられている。

- ・水産業集積地域、漁業拠点の集約再編：「水産業集積拠点を再構築し、漁港を 3 分の 1 程度に集約再編しつつ、拠点となる地域の機能を優先的に復旧します。」

- ・新しい経営形態の導入：「沿岸漁業・養殖業の振興に向けて、施設の共同利用、協業化等の促進や民間資本の活用など新たな経営組織の導入を推進します。」

次に、7 月に策定された「宮城県震災復興計画（第 2 次案）」である。分野別の復興の方向性のうち、水産業をみると、「気仙沼・志津川・女川・石巻・塩釜の主要な 5 つの漁港を水産業集積拠点として位置付け…。水産業集積拠点となる漁港を除く県内漁港は、沿岸漁船漁業及び養殖業を行う上で重要な漁港を沿岸漁業拠点として整備するとともに、沿岸市町のまちづくり計画に合わせて集落の復興計画の策定支援や漁業権の変更・更新な

どに取り組みます。」

「沿岸漁業・養殖業等の第一次産業の経営体質強化を図るため、漁業生産組合や漁業会社など漁業経営の共同化、協業化、法人化を促すとともに、地元漁業者と技術・ノウハウや資本を有する民間企業との連携を積極的に進め、自立した産業としての礎となる新たな経営形態の導入支援に取り組みます。」「減少傾向にあった漁業就業者数の増加を図ります。」と記されている⁴⁾。

最後に、宮城県が 10 月に策定した「宮城県震災復興計画～宮城・東北・日本の絆 再生からさらなる発展へ～」であり、これがいわゆる「確定版」（県議会承認）となっている。

基本理念は「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」、壊滅的な被害からの復興モデルの構築であり、素案から首尾一貫している。

復興のポイントにおける具体的な取り組みは、「『水産業集積拠点漁港』を再構築するとともに、漁港の 3 分の 1 程度を『沿岸拠点漁港』として選定し、当該漁港に機能を集約再編しつつ、優先的に復旧します。また、拠点漁港以外については、安全に利用できるよう必要な施設の復旧を行います。」と記されている。

検討すべき課題として、次の点があげられている。

- ・漁船、養殖施設、加工施設等の基盤を国が一定期間直接助成するスキームの創設。

- ・国の『東日本大震災からの復興の基本方針』に基づく民間資本導入の促進に資する水産業復興特区の次期漁業権切替までの検討及び漁業者との協議・調整。

以上のように、「確定版」に至るまでの数次にわたる復興計画の案を整理すると、水産業の復興に関して、第一に、大震災による壊滅的被害、漁業者の減少・高齢化という問題意識の下で、「水産業を抜本的に再構築」する。とりわけ漁業で言えば、主として次の 2 点、つまり主体および漁港のあり方を指すと言える。

①「水産業復興特区」構想があげられる。県知事の発言も踏まえると、定置漁業権には途中から

言及しなくなり、少なくとも漁協に優先的に与えられている特定区画漁業権（養殖業を営む権利）については、民間企業の参入を容易にするために、県知事が免許を与える順位を定めた漁業法に特例措置を設け、公平に開放する。

②水産業集積拠点の再構築および漁港の集約再編である。しかし、「集約再編」については統廃合か機能の見直しかが特定しにくい表現であり、意図的に用いられてきたように考えられる。なお、くらし（生活）との関わりで言えば、例えば、三陸地域に関して「基本的には高台移転・職住分離や防御施設を併用すること」とし、石巻・松島地域は「基本的には高台移転・職住分離により行き、高台の確保が困難な地域では、土地利用の転換や海岸堤防に加え…」とし、「高台移転」と「職住分離」が明記されている。

第二に、いずれも「確定版」に至るまでにトーンダウンした。漁業権の民間開放（「水産業復興特区」）は宮城県漁協が徹底的に反対しているために、2013年度の漁業権の切り替えまでの検討課題となり、これと併せて漁業者との協議・調整に重点が置かれている⁵⁾。漁港の「集約再編」に

については当初、統廃合が意図されていたが、機能の集約再編にシフトし、「拠点漁港」以外についても、「安全に利用できるような必要な施設の復旧」が行われることになった⁶⁾。

河北新報 2011年6月29日付では村井知事が28日の定例記者会見で、「『特区を使わず企業が参入しやすい形が取れば、それが最も望ましい』と述べ、特区が創設されても適用申請しない可能性に言及した。」「『特区は水産業活性化のごく一部。民間参入が全てだと考えているように誤解されているが、明確に否定する』と強調。『漁協、企業、漁業者が納得する形があれば、あえて特区を活用する必要はない』と語った。」と報じられ、トーンダウンした発言がみられた。

(2) 岩手沿岸の社会・経済および水産業の概況

岩手県における水産業とくに漁業の復旧、復興を巡る論点整理をするにあたって、岩手沿岸の社会、経済、さらに水産業の状況を概観しておく。

岩手沿岸は北から、洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市の12市町

表2 岩手沿岸の市町村の社会状況

	住民基本台帳人口（人）		人口減少率（%）	65歳以上人口比率（%）
	2001年3月末	2011年1月末		
洋野町	22,054	19,295	12.5	30.5
久慈市	41,557	38,168	8.2	26.4
野田村	5,498	4,835	12.1	30.1
普代村	3,544	3,078	13.1	31.5
田野畑村	4,684	3,968	15.3	33.9
岩泉町	13,360	11,179	16.3	37.8
宮古市	67,727	60,135	11.2	30.9
山田町	21,730	19,306	11.2	31.8
大槌町	18,106	16,171	10.7	32.4
釜石市	46,733	40,018	14.4	34.8
大船渡市	44,871	41,115	8.4	30.8
陸前高田市	26,746	24,277	9.2	34.9

(注) 1. 2001年3月末住民基本台帳人口は合併市町については旧市町村の人口の合計を示している。

2. 大槌町と陸前高田市は2010年3月末人口を示している。

3. 人口減少率は2001年3月末から2011年1月末までの期間で算出している（大槌町と陸前高田市は2010年3月末まで）。

4. 65歳以上人口比率は2010年の数値である。

5. 就業人口、産業構造は2005年国勢調査による。

(出所) 各市町村ホームページ、総務省ホームページ（決算カード）、平成22年国勢調査などより筆者作成。

表3 岩手沿岸の市町村の就業状況 (2000年→2010年)

(単位:人、%)

	就業者 総数	第1次産業		第2次産業			第3次産業								
		農業	漁業	建設業	製造業	運輸・ 郵便業	卸売・ 小売業	宿泊・飲 食サー ビス業	教育・学 習支援 業	医療・ 福祉	(狭義) サービ ス業	公務			
洋野町	7,732	1,657 (21.4)	1,198	373	2,340 (30.3)	1,328	1,009	3,731 (48.3)	317	957	258	243	805	265	274
種市町	6,363	1,194 (18.8)	704	430	2,382 (37.4)	1,406	974	2,787 (43.8)	272	893	—	—	—	1,304	218
大野村	3,044	841 (27.6)	791	3	1,183 (38.9)	827	355	1,020 (33.5)	80	383	—	—	—	407	125
久慈市	17,225 16,282	1,468 (8.5) 1,596 (9.8)	836 1,026	541 350	5,952 (34.6) 4,524 (27.8)	2,792 2,118	3,138 2,399	9,801 (56.9) 10,135 (62.2)	924 773	3,156 2,447	758	896	2,034	4,586 773	756 897
山形村	1,716	653 (38.1)	548	0	477 (27.8)	332	143	586 (34.1)	47	158	—	—	—	279	99
野田村	2,351 2,056	455 (19.4) 364 (17.7)	256 197	177 143	872 (37.1) 615 (29.9)	506 327	355 283	1,024 (43.6) 1,073 (52.2)	80 83	353 299	88	52	185	466 92	90 105
普代村	1,737 1,398	438 (25.2) 305 (21.8)	107 89	316 197	577 (33.2) 404 (28.9)	279 188	298 216	722 (41.6) 687 (49.1)	86 60	213 131	58	21	135	331 61	83 92
田野畑村	2,079 1,776	501 (24.1) 467 (26.3)	272 253	207 165	690 (33.2) 489 (27.5)	360 251	321 229	888 (42.7) 815 (45.9)	91 60	193 129	136	48	182	469 60	131 103
岩泉町	6,066 4,917	1,492 (24.6) 1,286 (26.2)	1,006 991	155 109	1,559 (25.7) 1,067 (21.7)	877 468	644 594	3,015 (49.7) 2,543 (51.7)	324 224	884 547	217	230	434	1,347 202	395 293
宮古市	25,428 25,669	2,262 (8.9) 2,548 (9.9)	777 1,115	1,368 1,182	7,139 (28.1) 6,486 (25.3)	2,677 2,157	4,381 4,290	16,026 (63.0) 16,534 (64.4)	1,513 1,226	5,681 4,125	1,409	1,266	3,474	6,916 1,212	1,091 1,121
田老町	2,307	588 (25.5)	224	343	666 (28.9)	278	378	1,053 (45.6)	102	284	—	—	—	522	122
新里村	1,736	292 (16.8)	207	6	697 (40.1)	205	481	747 (43.0)	91	240	—	—	—	313	86
川井村	1,681	456 (27.1)	323	0	511 (30.4)	231	276	713 (42.4)	69	211	—	—	—	314	109
山田町	10,102 8,327	2,071 (20.5) 1,545 (18.6)	388 319	1,569 1,125	3,290 (32.6) 2,373 (28.5)	1,317 826	1,957 1,544	4,739 (46.9) 4,406 (52.9)	410 335	1,639 1,202	287	221	915	1,989 345	525 464
大槌町	7,935 6,677	777 (9.8) 519 (7.8)	256 160	494 326	3,215 (40.5) 2,368 (35.5)	1,139 760	2,019 1,584	3,943 (49.7) 3,782 (56.6)	442 358	1,420 1,050	324	181	712	1,611 311	304 257
釜石市	21,422 16,900	1,705 (8.0) 1,191 (7.0)	459 256	1,169 884	7,236 (33.8) 4,986 (29.5)	2,566 1,463	4,626 3,504	12,477 (58.2) 10,712 (63.4)	1,200 783	4,190 2,604	841	688	1,990	5,464 950	928 910
大船渡市	18,474 18,663	1,314 (7.1) 1,982 (10.6)	530 570	741 1,314	6,626 (35.9) 5,449 (29.2)	2,520 1,854	3,984 3,528	10,527 (57.0) 11,214 (60.1)	1,081 858	3,762 2,989	887	890	2,065	4,511 869	669 725
三陸町	4,172	1,279 (30.7)	299	950	1,140 (27.3)	541	594	1,753 (42.0)	146	564	—	—	—	854	148
陸前高田市	12,650 10,633	2,191 (17.3) 1,602 (15.1)	1,186 776	938 738	4,550 (36.0) 3,013 (28.3)	1,815 1,034	2,705 1,962	5,909 (46.7) 5,972 (56.2)	570 430	2,103 1,603	470	479	1,232	2,702 512	344 339

(注) 1. 上段:2000年国調、下段:2010年国調である。
 2. 2000年については運輸・通信業、卸・小売業と飲食店、(広義)サービス業の数値を、2010年時点の区分である運輸・郵便業、卸売・小売業、(狭義)サービス業として記している。
 3. 久慈市、宮古市、大船渡市の2000年の数値は合併前、2010年の数値は合併後、旧町村の数値は2000年である。
 (出所) 国勢調査、岩手県ホームページ(「いわての統計情報」サイト)などより筆者作成。

村からなる。その社会状況は表2のとおりである。人口は普代村の約3千人から宮古市の約6万人まで幅があるものの、仙台市、石巻市を含む宮城沿岸に比べると、全体として小規模である。また、人口減および高齢化が著しく、いずれの市町村も人口減少・超高齢社会の典型例であると言える。

岩手沿岸における就業状況は表3のとおりである。2000年から2010年までの推移をみれば、就業者数は合併した宮古市と大船渡市を除くと、ほとんどが大幅減少している。とくに第2次産業での落ち込みが激しく、就業者の比重でも大きく低下している。これに対して、第1次産業の比重はそれほど下がっておらず、田野畑村や岩泉町では逆に上昇している。また、市町村によって就業者

数のうち漁業は上位になり、「水産物」の取扱いの点から、製造業、卸売・小売業、宿泊・飲食業などとの関わりを含めると、「水産業」就業者は最大規模になる。漁業就業者のうち70歳以上の比重は24%、39歳以下の比重は11%である(2008年)⁷⁾。

岩手県で大船渡や宮古のような水産都市ともなれば、漁港に加えて、沖合漁業、湾内の養殖に欠かせない大量の漁船(船舶係留)が装備され、湾内には魚市場、製氷施設、冷蔵・冷凍庫、水産加工工場、小規模造船所、鉄工所、船用機器販売、船舶無線、倉庫業、製箱業、軽・重油販売、物流業などが集積し、いわゆる「産業複合体」が形成され、一つ欠けても機能障害が

生じる。また、あまり目が向かない点として、例えば加工場にとっては、そこで魚を洗う際に生じる汚水を処理する下水インフラの整備を必要とすることがあげられる。

岩手沿岸が位置する三陸沿岸はリアス式と呼ばれる複雑に入り組んだ海岸線の特徴とし、入り江は波が比較的静かで水深が深いために、港として最適な地形になっている。また、岩手北部では湾の少ない隆起海岸が広く形成されている。三陸沖は黒潮（暖流）と親潮（寒流）がぶつかり合う好漁場で「世界三大漁場」の一つともいわれる⁸⁾。

漁業生産額（2009年）は宮城県 of 790億円（全国の約6%を占め、4位）に劣るものの、岩手県は399億円で、全国で11位である。岩手の海面漁業魚種別生産額は表4のとおりである。第1位がサケ、第2位が養殖ワカメ、第3位がアワビで、全国順位でも第2位、第1位、第1位でトップクラスである。これらも様々な加工品や宿泊施設への卸しなどとの関わりを鑑みると、地域経済において大きな役割を果たしていることが容易に推測することができよう。

岩手の漁港は、県管理31、市町村管理80の合計111漁港である。とくに地元漁業者が利用する小規模な第1種漁港が多く、83漁港ある。近隣の漁業者も利用する第2種は23漁港、全国の漁業者が利用する第3種は4漁港である。

漁業形態の特徴として、小型漁船を利用する沿

表4 岩手県の海面漁業魚種別生産額

順位	魚種	生産額	全国順位
①	サケ	7,039	②
②	養殖ワカメ	4,697	①
③	アワビ	3,314	①
④	スルメイカ	3,051	⑤
⑤	養殖カキ	2,628	④
⑥	メバチ	2,471	⑩
⑦	サンマ	1,932	③
⑧	養殖ホタテ	1,829	④
⑨	養殖コンブ	1,498	②
⑩	ウニ	1,360	②

(注) 生産額の単位は百万円。2009年農林水産省統計。
(出所) 河北新報2012年1月19日付の表を転載。

岸漁業や養殖業を主体とする小規模経営体が主体であり、漁協の組合員となっている点があげられる⁹⁾。地区によっては全世帯数の8、9割が組合員世帯のケースがある。漁協の事業は指導事業、信用事業、購買事業、販売事業、共済事業などであり、組合員を多岐にわたってサポートしている。他方で、経営組織別に経営体（2008年5,313）をみると、宮城県（総数4,006）に比して、個人経営体が5,204（宮城3,860）で多く、会社は19（同120）で圧倒的に少なく、共同経営は55（同18）が多い。

漁協が漁場を維持管理し、また適切な施設の配置と計画的な養殖生産を実施し、それを核として漁業が形成されている。所管漁協が漁業者を指導することにより、生産活動が行われ、良質な水産物の提供に向けて、一貫した生産管理を推進している。沿岸地域の集落（コミュニティ）の多くは、漁協あるいは漁港を核とした水産業を通じて形成されている。岩手県における漁協の一覧は表5のとおりである。宮城県がおおよそ1県1漁協であることから言えば、大きく異なる。漁協によって

表5 岩手沿岸の漁業協同組合

市町村名	漁協名
洋野町	種市玉川浜 戸類家種市南 小子内浜
久慈市	久慈市
野田村	野田村
普代村	普代村
田野畑村	田野畑村
岩泉町	小本浜
宮古市	田老町宮古 重茂
山田町	三陸やまだ船越湾
大槌町	大槌町（→新おおつち漁協）
釜石市	釜石東部釜石湾 唐丹町
大船渡市	吉浜越喜来 綾里大船渡市
陸前高田市	広田湾

(注) 2011年末現在（24漁協）。
(出所) 筆者作成。

は定置漁業や加工事業を自営して漁村経済の中核となっている。また、水産資源管理に重点を置き、優れた成果を取めている。宮城に比して様々な条件不利があるために、漁協機能の必要性、可能性が高まったと考えられる。

(3) 岩手県の水産業に関する復興方針

岩手県の水産業に関する復興方針を整理するにあたって、最初にその被害状況を概観しておく(表6参照)。水産・漁港関係の被害額(合計)は3,587億円(うち水産関係1,122億円)で、農業関係の589億円、林業関係の250億円を、あるいは岩手県海面漁業・養殖業の生産額(2007~09年の年間平均430億円)を大きく上回る。その内訳では漁港関係(防波堤の倒壊ほか)が77.5%を占め、111漁港のうち108港が被災した。その他には13市場の全てが壊滅的被害を受けた。また、大量の瓦礫が海に流れた。全国的にはあまり知られていないが、沿岸南部は2010年2月28日のチリ大地震津波による被害も受けており、復旧が完了しななかでの被災であった。

岩手日報2011年11月25日付によれば、「県は24日、東日本大震災による水産・漁港関係の被害額が5649億3900万円に上ると明らかにした。

調査率は100%。漁港関係被害が4527億円と全体の8割を占める。」「荷さばき所の流失など水産施設被害は1893カ所で365億円。漁船は約9割の1万3271隻が被災し被害額338億円だった。定置網など漁具の被害額は155億円。ホタテガイの種苗や殻付きカキなど水産物被害は131億円。ワカメやホタテガイなど養殖施設は2万5841台が被災し、130億円の被害となった。」

これに対して漁業者の多くは漁船を中心とする漁業設備(体制)に加えて自宅(家屋)も失っており、個々の漁業復旧には「くらし」も含めて多額の資金を要する。漁船が残ったとしても、資材、道具が流されていけば操業を再開できない。それらが揃っていても、漁港の岸壁が破壊されていけば、水揚げができない。地盤沈下していれば、水産業関連施設の整備も容易でない。加工場や冷蔵・冷凍庫がなければ、鮮魚のみの取引となり、厳しい状況を余儀なくされる。何よりも防波堤・防潮堤が整備されない限り、漁村は大津波に対して無防備なのである。何世代、何十年にわたって築いてきた水産業基盤の崩壊に対して、その復旧、復興を個人的責任にすれば、地域産業の消滅を意味する。かくして、支援策のあり方が問われる。

岩手県は2011年8月に「岩手県東日本大震災

表6 岩手県の水産・漁港関係の被害状況

(単位:百万円)

区分	被害の概要	被害額	被害市町村数
水産施設等	漁協事務所:24漁協中14漁協で事務所機能がほぼ損壊 種苗生産施設:アワビ・ウニ・ヒラメ・サケなどの施設が滅失・大破 共同利用施設:荷捌き施設、倉庫など補助事業施設の損壊、水産施設等の流失等	21,852	3市1町3村
漁船	漁船の流失、損壊等【9,673隻】	23,355	4市1町3村
漁具	定置網、刺し網、カゴ等の流失【136ヶ統(箇所)】	11,143	3市1町3村
養殖施設	ワカメ、コンブ、ホタテ、カキ等の養殖施設の流失【26,514台】	13,200	(沿岸部全域)
水産物	養殖物、カキ・ホタテ種苗などの流失【調査中】	11,000	(沿岸部全域)
漁港関係	防波堤の倒壊等【108箇所】	278,179	5市4町3村
	合計	358,729	

(注)1. 2011年7月25日現在。

2. 被害額等には、一部に概数を含む(岩手県農林水産部調べ)。

(出所)岩手県「岩手県東日本大震災津波復興計画・復興基本計画(参考資料)」(2011年8月)より筆者作成。

津波復興計画・復興基本計画～いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造～」（以下、岩手県復興計画と略称する）を策定した。それは宮城県の動向と違い、6月の「案」からほとんど変更されずに、県議会の承認を受けた。

岩手県復興計画における水産業の復興の基本的な考え方は次のとおりである。すなわち、「地域に根ざした水産業を再生するため、両輪である漁業と流通・加工業について、漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築と産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に進める。また、地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の復旧・整備を推進する。」

これにもとづく3つの取組項目のうち、「漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築」をみると、「漁業協同組合による漁船・養殖施設等生産手段の一括購入・共同利用システムの構築や、つくり育てる漁業の基盤となるサケ・アワビ等の種苗生産施設の整備、共同利用システムの活用や協業体の育成などを通じた担い手の確保・育成を支援」と記されている。

このうち緊急的な取組みとして、次の点があげられている。

- ・漁業協同組合による漁船・養殖施設等生産手段の一括購入・共同利用システムの構築を支援。

- ・秋サケ等定置網漁業やワカメ養殖等の再開に向けて、漁船の一括購入や養殖施設等共同利用施設の早期復旧を支援。

- ・サケ・アワビ等の放流再開に向けて、今季使用可能なサケふ化場の応急的な復旧やアワビ等種苗生産施設の復旧を推進。

- ・漁業者による漁港・漁場の調査、災害廃棄物（がれき）の撤去等を通じた生活支援。

- ・生産者等の二重債務の解消に向けた関係機関等と連携した支援。

これに対して、短期的な取組みとして、次の点があげられている。

- ・漁業協同組合による漁船、共同利用施設の復

旧・整備を支援。

- ・サケふ化場、アワビ等種苗生産施設の復旧・整備を支援。

- ・共同利用システムの活用や協業体の育成などを通じた担い手の確保・育成を支援。

そして、中期的な取組みとして、次の点があげられている。

- ・漁業協同組合等が連携した効率的なサケ・アワビ等の種苗生産体制の構築。

次に、岩手県が目指す岩手復興特区（9特区）のうち「漁業再生特区」である。これは漁業、流通加工団地等、漁港等の復旧・復興の3本柱からなる。このうち漁業に関して特区化する事項は「水産業の再生へ向けた全面的な支援」と「漁船建造・改造の許可事務の簡素化」で構成されており、前者は「岩手県水産業は、漁業と流通・加工業とが車の両輪となって発展してきたことから、これらの一体的な整備による水産業の再生へ向けた復興事業について、県市町村及び被災漁協等の負担を軽減する特例措置（①全面的な支援、②補助要件の緩和、③遡及措置の適用、④既往債務の解消）を提案。」とする。

「漁船建造・改造の許可事務の簡素化」は「漁船建造・改造を速やかに進めるため、被災漁業者の漁船建造・改造にあたり、国の許可を要する場合には、県知事が代行許可できることとし、漁船建造・改造を速やかに進める特例措置を提案。」とする。

以上のように整理すると、水産業とくに漁業の復興に漁協が不可欠とされていることは明らかである。宮城県と比較すると、岩手県は早々に大震災で被災した全漁港（108港）の岸壁や防波堤を復旧する方針を打ち出している¹⁰。また職住関係についても、岩手県復興計画に「特に、水産業は漁港・集落が一体となって形成され、生産活動を行ってきたことから、効率的な生産が図られるよう居住地と業務地の配置について配慮する。」と記されている。

なお、河北新報社による県内24漁協アンケートでは、漁業への民間参入の賛否が問われ、反

対79.2%、どちらかと言えば反対8.3%、どちらかと言えば賛成4.2%（大槌町漁協「後継者不足や高齢化が進んでおり、将来的には民間参入も必要」）で、ほぼ全てが反対している（河北新報2012年1月16日付）。

また、岩手日報社による24漁協アンケートでは、「全漁協が被災した108漁港全ての復旧を望んでいる。被害総額は約2400億円に上るが、県も全漁港の岸壁や防波堤などを復旧する方針。一方、県は甚大な被害を受けた魚市場や加工施設などを含めた『漁港機能』の再建については今後検討する。漁協間でも機能の集約化については意見が分かれており、震災で担い手不足に拍車が掛かる中、復旧の焦点になりそうだ。」（岩手日報2011年8月7日付）

2. 大震災前後の政府（国）レベルにおける漁業権に関する主張

(1) 大震災後

宮城県知事の積極的な発言や活動が大きく影響し、政府（国）レベルでもとくに漁業権の民間開放が取りあげられている。しかし、それは内容に違いがあっても大震災前から提起されており、このことを踏まえると、大震災後の政府（国）がとりうるスタンスがみえてくるし、論点の設定にとっても重要な素材を提供してくれるであろう。

最初に、東日本大震災復興構想会議「復興への提言～悲慘のなかの希望～」(2011年6月25日)である。そこでは次のように提言されている。「漁業の再生には、漁業者が主体的に民間企業と連携し、民間の資金と知恵を活用することも有効である。地域の理解を基礎としつつ、国と地方公共団体が連携して、地元のニーズや民間企業の意向を把握し、地元漁業者が主体的に民間企業と様々な形で連携できるよう、仲介・マッチングを進めるべきである。…『特区』手法の活用により実現すべきである。具体的には、地元漁業者が主体となった法人が漁協に劣後しない漁業権を取得できる仕組みとする。ただし、民間企業が単独で免許を求める場合にはそのようにせず地元漁業者の

生業の保全に留意した仕組みとする。その際、関係者間の協議・調整を行う第三者機関を設置するなど、所要の対応を行うべきである。」

この文章をみると、漁業権の民間開放に関して、一応、地元漁業者の主体性および生業の保全にまで踏み込んで記述しておいたということであれば、復興構想会議はそれに対してかなり積極的であることが読み取れよう。逆に、軽視されないように明示してまで、地元漁業者の主体性および生業の保全などに言及しているとすれば、宮城県ほど積極的でないことになろう。第三者機関の設置にまで踏み込んでいることに着目すれば、後者のスタンスが妥当ではないだろうか。地域の論点共有や主体性は漁業さらに水産業にも大きな影響を及ぼすので、それらの重視は水産業の復旧、復興にとって重要な示唆を与えていると言えよう。

これに対して、水産庁「水産復興マスタープラン」(2011年6月)では沿岸漁業・地域について、「必要な地域では地元漁業者が主体となった法人が漁協に劣後しない漁業権を取得できる仕組み等の具体化、地元特産魚種を活かした6次産業化を視野に入れた流通加工体制の復興を推進。」「現行の漁業法においても、株式会社を含め、外部の民間資本が漁業権の免許を受けることは既に認められているところ、地域の理解を基礎としつつ、国と地方公共団体が連携して地元のニーズや民間企業の意向を把握し、…民間企業との様々な形での連携に向けた仲介・マッチングを推進。」と記され、水産庁にこそ「攻め」の姿勢が明確にみられると言える¹¹⁾。

次に、東日本大震災復興対策本部「東日本大震災からの復興の基本方針」(2011年7月29日)である。そこでは「漁港については、拠点漁港の流通機能等の高度化、漁港間での機能集約と役割分担の取組みを図りつつ、地域一体として必要な機能を早期に確保する。」「地域の理解を基礎としつつ、漁業者が主体的に技術・ノウハウや資本を有する企業と連携できるよう仲介・マッチングを進めるとともに、必要な地域では、地元漁業者が主体の法人が漁協に劣後しない漁業権を取得で

きる特区制度を創設する。」と述べられ、「水産復興マスタープラン」と同様に、攻めの姿勢が明らかである。

特区制度については、2011年12月に「東日本大震災復興特別区域法」が制定され、その具体化に向けた第一歩が踏み出された。

なお、政府（国）レベルに対して、経済界、例えば経済同友会の「新しい東北、新しい日本創生のための5つの視点——東日本大震災復興計画に関する第1次提言——」（2011年6月8日）では農業・水産業に関して、「大規模化や法人化を通じて、強い産業として再生する視点が重要である。」水産業復興特区の活用については、「国、自治体、漁業協同組合、民間企業が共同出資するなど協力して法人を設立し、そこに漁業権を現物出資する。あるいは、各漁業組合を再編し、漁業権は証券化し、過去の実績に応じて証券交付するなど、共同経営化を推進する。」と記されている。さらに漁港の拠点化にも言及されており、全体として根拠が具体的に説明されずに、幅広いかつ根本的な改革が提言されている。

(2) 大震災前

大震災後に対して大震災前には漁業権の民間開放はより積極的に主張されており、エスカレートしていたと言える。そして、こうしたなかでの大震災であった。

最初に、農林水産省「水産基本政策大綱」（1999年12月）では「漁業権制度について、資源管理の強化、漁業経営の効率化、地方分権、漁協の広域合併の進展への対応等の要請を考慮しつつ…。

①共同漁業権に係る資源管理の取組の強化、②養殖業に係る特定区画漁業権の対象漁業の法定制の見直し及び漁協自営の制限の緩和、③定置漁業権及び区画漁業権の免許の優先順位等の見直し及び漁業権の存続期間の延長、④漁協の広域合併の進展に対応した漁業権管理の仕組みの見直し」と記され、漁業権の民間開放に加えて、「漁業協同組合合併促進法」（98年3月）にもとづいて漁協の広域合併にも重点が置かれており、この点も主体

のあり方にとって注意を払う必要がある。

実際、震災前までの11年間をみても、漁協合併は至る所で進み、いくつかの県で「1県1漁協（県一漁協への合併）」構想が掲げられ、宮城のように、それに限りなく近くなった事例もある。大半の事例で合併の主たる理由として経営悪化があげられているが、水産庁「合併促進法期限後の新たな漁協対策について」（2008年2月）は漁協の問題点（合併の阻害要因）として、「①多額の欠損金を抱えている漁協については、合併に参加することが困難な状況となっており、②また、主として漁業権管理を行い経済事業をほとんど実施していない小規模漁協や、都市近郊で多様な事業を実施し、経営状況の良好な漁協については、経営状況の悪い漁協との合併に消極的である等の事情にある。」と整理している。同文書によれば、2005年度現在であるが、漁協の都道府県別欠損金で岩手は35.0億円（16漁協）、1漁協平均2.2億円で、全国6位となっており、批判の対象であると言える。

次に、規制改革会議「規制改革の推進のための第2次答申」（2007年12月25日）では「漁業就業者の大幅減少・高齢化→後継者不足→部落消滅」という問題の図式にもとづき、「新規参入が不可欠である。新規参入の促進が水産業の活性化の最も有効な策であると言っても過言ではない。しかしながら、漁業権の免許に優先順位があり、…意欲のある者の参入を阻害している状況にある。」「誰でも、企業であればその規模に関係なく、一定のルールの下で対等に参入できる環境を早急に整備する必要がある。」ことが強調されている。

規制改革会議「規制改革推進のための第3次答申——規制の集中改革プログラム——」（2008年12月22日）では部落消滅の問題意識に対して、「国家の境界線に位置し、安全保障にも重要な離島などの漁村」と位置付けたうえで、「資源回復と併せて新規参入が不可欠である。…最も有効な策である…。」「しかしながら、沿岸漁業においては、漁業権により参入の制限や条件を設けていることから、意欲のある者の参入を阻害し、…」とし、

漁業権の民間開放が主張されている。

規制改革会議「規制改革の課題——機会の均等化と成長による豊かさの実現のために——」(2009年12月4日)では定置漁業権および区画漁業権について、「優先順位を撤廃し、資格要件の見直しとともに、一般の個人・法人が一定ルールの下で適切に参入可能な法体系を整備すべきである。また、漁業権の免許期間を延長し、投資による経営の安定化を図るべきである。」「特定区画漁業権については、管理主体を基本的に漁協に限定せず第三者機関も行えることとし、…」と記され、漁業権の民間開放では首尾一貫している。

3. 漁業権の民間開放の賛成論と反対論

本節では宮城県や岩手県の方針、政府レベル等での主張に加えて、それら以外にも対象を広げて、漁業権に関する議論を踏まえたうえで、漁業権の民間開放の賛成論と反対論を整理してみる。

(1) 賛成論

宮城県の方針、村井知事の発言は漁業権の民間開放賛成論(推進論)であるが、その特徴は震災前の様々な提言を踏まえたうえで、高い実現可能性を追求した提言の組み立てを行っている点にみられる。大震災による水産業の壊滅的被害からの復興、大震災前からの問題である漁業者の減少・高齢化などを考えれば、水産業の抜本的な再構築が必要であり、その1つの手段として、とくに特定区画漁業権の民間開放があげられる。その推進の根拠は漁業経営の体質強化・効率化、技術・ノウハウや資本(資金力)の強化などの点にあり、結果として新たなモデル(復興モデルの構築)となる。

水産業の壊滅的被害により、復興にあたって原形復旧は困難であり、また経営基盤が脆弱な個人による漁業の継続は厳しく、迅速かつ容易に企業の資金力・技術力を呼び込むには、従来の参入手順が障害になる(煩雑な手続きと諸コストの発生の削減など)。特区の枠組みで漁協を経由せず、知事が漁業権を直接新規の漁民会社に与えること

ができ、その漁民会社は漁協加入の必要がなく、組合員資格を得るための審査も受ける必要がない。組合員出資金や漁業権行使料など漁協への支払いも負わない。漁業権取得後も漁協の管理運営に関わる必要はなく、漁場管理コストの負担も一切ないようにする。

加瀬(2011)では村井知事の考え方として次の点が推測されている。「①被災地漁業は経営悪化、後継者不足、高齢化等の望ましくない状態にあり、したがってそれを従来の内容に復旧するだけでは、再び劣悪産業を作り出すだけである。②それゆえ復興策では、資本・技術を備えた企業の導入を図り、従来の漁業者の相当部分を効率的な企業経営に置き換えることによって漁業の産業的な再生が実現する。③企業経営を呼び込むためには、当該企業が安心して投資できる仕組みを整備しなければならないから、現行の漁業法の規程を特区方式で停止して、知事が企業に漁業権を免許できるようにするとともに、いったん免許した漁業権は長く保証するようにする。」

河北新報2011年5月29日付において、民間企業の参入で期待される効果は何かという問いに対して、村井知事は「今までにない販路の開拓と情報収集だ。漁業者、魚市場とうまくタイアップできれば双方に利益をもたらす。漁業者の中には安定した収入を得て、福利厚生や退職金もある中で、漁師生活を送りたい人が絶対いる」とし、幅広い効果を強調している。以上のように、宮城県の方針および村井知事の考えの一連の展開を整理することができる。

次に、賛成論で指摘されている漁協の問題にアプローチしてみる。例えば、脆弱な経営基盤があげられる。勝川(2011)によれば¹²⁾、漁協の経営をみると、本業の事業利益は大赤字であるが、そのマイナスを事業外利益で補って黒字を出している¹³⁾。「水産物の販売が利益にならなくても経常利益が出るのだから、魚価の低下に対して無関心にみえるのも納得できます。」「事業外利益について調べてみたのですが、組合の情報開示は、ほとんどないに等しいことがわかりました。それもそ

のはず、漁業協同組合には公的機関の監査が入っていません。」「身内が身内を監査している状態なのです。」¹⁴⁾

「組合に投入された公的資金がどのように使われたかを納税者は確認する手段はないので、実際にどうなっているかは調べようがありません。」「日本の魚の値段が上がらず、獲っても獲っても漁業者の生活がよくなる（どころか、過当競争に陥って自分の首を絞めている）のは、どうやら組合の『他人の財布』感覚と、販売戦略のなさに原因がありそうです。」

(2) 反対論

反対（批判）サイドの代表である宮城県漁協の主張を最初にあげておく。河北新報 2011 年 5 月 29 日付における木村稔宮城県漁協会長へのインタビューをみると、特区構想になぜ反対なのかという質問に対して、「われわれ漁民は何百年もの間、海で働き、海の恵みで生きてきた。家も船も養殖施設も漁具も全てを失い、途方に暮れてはいるが、簡単に海を企業に明け渡すつもりはない」「現行法でも企業の参入は不可能ではない。20 年ほど前、大手水産会社の資本を導入し、銀ザケ養殖を手掛ける漁業者が増えた。販売価格が下落したとたん企業は手を引き、破産や廃業する漁業者が相次いだ。利益優先の企業が参入すれば、浜が荒れていくだけだ」と応答する。

県漁協の調査で組合員の 3 割が「廃業を予定している」と答えたことに関わって、担い手が不足する恐れはないのかとの質問に対して、木村会長は「廃業予定者は高齢者や半農半漁の兼業がほとんどだ。やる気のある漁業者は、歯を食いしばって再生への道を探している。企業任せの特区構想は、必死に立ち上がろうとする漁業者のやる気をそぐだけだ。」「若い漁業者はもっと広い養殖漁場を確保し、水揚げを増やしたいと望んでいる。漁場は今でも足りないぐらいだ。復興特区は規制緩和を打ち出した（2007 年 2 月の）『水産業改革高木委員会』を下敷きしているようだが、改革すべきは量販店主導の流通体系だ。漁業者が安売り

競争に巻き込まれないような仕組みこそ、県や国は考えるべきなのだ」と鋭く指摘する¹⁵⁾。

具体的な漁業再開の道筋が見えてこないため、組合員は焦りを募らせている点について、「今は雲の上の話をしている場合ではない。協業化やグループ化の具体的な話を進めるべきだ。漁場のれき撤去さえ遅れているではないか。（特区構想の議論は）やるべきことをやってからにしてほしい」と主張する。

村井知事が漁業者側との協議がないまま構想を発表したことについては、「こそこそと物事を進めるのは、県のトップがやるべきことではない。知事は『きちんと説明する』と言っていたが、現時点でも明確な説明はない。支所ごとに反対署名を集めており、知事に近く会ってあらためて撤回を要求する。」と指摘している。

全国漁業協同組合連合会も県漁協と同様のスタンスをとり、「浜の秩序を崩壊させる」「参入した民間企業が不採算で撤退した場合、地域が荒廃する」「企業との連携は推進していきたいが、地域の意向を踏まえない強引な企業の参入には反対する」といった主張をしている。

県漁協以外にも対象を広げて、漁業権の民間開放の批判論を整理すると、例えば、現行法制度の下でも民間参入は可能であり、これまでも民間企業は漁協の管理下で漁業権を得て、多くの海域で養殖漁業や定置網漁業に参入してきた。したがって、なぜ漁業法の枠を超えてまで特区を設ける必要があるのかということになる。

また、県が民間企業と漁業者の間に入って、仲介したり、話し合いの場を設けたりして、円滑な漁業が展開できるように努力するのであれば、まず現行法制度の枠組みで議論するように努力できないのかということになる。

次に、漁業権の民間開放に際して、民間企業の参入後の活動ルールを厳格化するのであれば、わざわざ民間企業の参入を促進する意味はないし、それでも参入したい民間企業があらわれるのか、という疑問が提起される。

次に、1 つの漁場に 2 つの管理主体が存在する

ことや、漁業者がサラリーマン化することについて、「漁場紛争の火種となることは言うまでもなく、漁協を中心に漁民たちが作り上げてきた自治の歴史的経過とその役割を踏みにじる」「問題は、この構想が、養殖経営の近代化促進とひきかえに、これまで漁業権の分配・管理の権限を持っていた漁協から、その権限を取り上げることになり、漁民による自治の否定にもつながるといふ点にある。」「漁民らは、漁業や養殖業を営む『権利』を得ているだけでなく、秩序形成のための活動に『参加』する『責任』も果たさなくてはならないのである。」(濱田武士『『海の自治』崩壊させる水産復興特区構想』河北新報 2011 年 11 月 30 日付)¹⁶⁾

以上のように整理すると、特区の目的として、民間資本・資金を漁業に呼び込むことと、漁業権の開放とは同一視できない、ということになる。

こうした点を踏まえて、水産業とくに漁業はいわば「マイナスからのスタート」にあたって、当面、国、県、市町村、漁協等が一丸となって、地域のニーズがある限り原形復旧に専念することが望ましい。全く新しい復興モデルの展開は漁業者の不安を煽り、さらに漁業者間の分断を引き起こし、復旧スピードを却って遅らせることになる(被災者・地域視点の欠如)。

東日本大震災復興構想会議における知事の提案は、当事者である宮城県漁協に対して一言の相談もなしに行われた(手続論の問題)。「特区」という用語が内容の不鮮明なまま一人歩きし、漁協として組合員に十分な説明責任を持ってない。

なお、特区の導入背景として、3割が廃業予定という点が重大視されているが、震災直後の4月の調査であれば、多くの漁業者が希望を失った状態であり、復旧が徐々に進めば、その比重も低下することが考えられる。

こうした点を踏まえたうえで、反対論は漁業再開に向けて、当面は地域が一丸となって復旧を目指すことが望ましいものの、漁民の協業化あるいは企業化を進めつつ、民間企業からの出資や技術供与を促進すること自体は強く否定していない。

また、漁業者の大多数が漁業再開を断念してい

るような漁村集落に対して、民間(企業)参入を促して、再開・維持・発展を目指すための行政施策は当然のこととして考えられる。すなわち、漁業権管理と経済的事業の側面は同一次元でないのである。

こうした点を考慮して、漁民それぞれの経営に向き合い、いわゆる足元の地域の意向、主体性を最大限に尊重したうえで、中央政府(国)が中心となって漁業・漁協のインフラ条件および経済的条件を大規模に整備し、あるいは中央政府の財政的支援を充実し、その代わりに、地域が漁業さらに水産業の復旧、復興、そして持続可能な漁業の責務をしっかりと担うということになる。

4. 宮城県「水産業復興特区」構想の教訓と岩手漁業の復旧・復興に向けた漁協論議

(1) 宮城県「水産業復興特区」構想の基本問題

宮城県の「水産業復興特区」構想はトーンダウンしたものの、漁業改革に大きなインパクトを与え、宮城に限らず全国の耳目を集めるまでに至り、現在も継続している。しかし、事態を冷静に見ると、村井知事にみるような推進論の切り口は「もとの状態にする」という意味での(原形)復旧ではいけない、あるいは復旧は困難であることから出発する点に特徴がみられるが、なぜそうなのか、またそうだとした場合に「宮城県流」の漁業さらに水産業の復興が必要なのか、という根本的な点が地域で共有できていないのではないだろうか¹⁷⁾。

勝川(2011)は「水産業復興特区構想」を巡る対立について、「国民の大多数は蚊帳の外です。ほとんどの人には、いったい何が争点すら理解できていないでしょう。」と指摘する。また、「マスメディアで特区構想の内容について踏み込んで紹介している記事は見かけません。」「知事も、特区構想の意義についての説明が不十分であり、なぜ企業参入が必要なのか部外者にはわかりません。」とまで述べている¹⁸⁾。

いずれも的を射ており、大震災を機に多くの記者が沿岸に通いだし、特区構想をいわばネタにな

るように取り上げながら、漁業さらに水産業について勉強しているのが実情である。また知事についても特区構想のトーンダウンや漁協へのアプローチをみれば、現行法制度の検討、県民への説明責任の甘さを垣間見ることができる。

他方で、勝川の「国民」という捉え方は不十分である。それは重要であるものの、大震災からの復旧、復興の点で言えば、沿岸市町村におけるいわば海側と山側の住民間、さらに県内の沿岸と内陸の住民間で水産業復興特区の意義と内容、漁業さらに水産業の現状と問題などを共有することが最優先されるべきである。

勝川(2011)が指摘するように¹⁹⁾、「漁業が衰退してきた構造的な問題点を明らかにしたうえで、必要な改良を加えた形で漁業を再生しなくてはならないのです。インフラ整備にとどまらず、産業の形態を変え、さらには、人間の教育まで考えていかねばなりません。」

勝川は「『これまでどうだったか』ではなく、『これから、どうすべきか』を議論する必要がある」(p.135)と述べるが、両方が必要であり、地域ぐるみの共有(共に学び、互いに教え合う)が結果的に、宮城県が問題意識にあげる漁業者の増加や若返りにつながるのではないだろうか。それらありきではないのである。

勝川のように、大震災からの漁業再生について、「(1)被災地支援型の資源管理(キャッチシェア制度)、(2)経営統合による協業化・企業化、(3)加工流通業者を巻き込んだマーケティング」を掲げる前に、沿岸の市町村や県レベル、漁業者・漁協間、水産関係業者間(漁業者、加工業者、流通業者、消費者等)、世代間や男女間など多角的に議論できる体制を構築することが最優先である。そして、多方面から指摘され、おおよその合意になっているように、水産資源の持続性と漁業経営の安定を実現するための漁業改革を地域全体で議論する。同時に、地域の雇用の確保、食糧の安定供給、漁村コミュニティの存続、水産業の多面的機能なども議論し、双方向的に展開していく。

岩手では県の方針を前提に出発すると、復旧を

実現し、次のステップにつなげる条件づくり、換言すれば、水産業(インフラ)の体制が崩れ去り、新たな利害関係が生じ、その再整備、再構築が不確定になるなかで、復旧のプロセス、例えば(広狭の)地域の自己改革能力の育成・発揮が非常に重要になり、それが強く問われることになる。

県が一連の議論をコーディネートし、その状況を全面的に情報公開する責任を持つべきであろう。宮城県がとくに漁協との議論のプロセスに大きな問題を抱え、知事や農林水産部長が詫びたことから言えば、議論の「舞台づくり」は漁業さらに水産業の復旧、復興の方向づけをするにあたって最重要であるといえよう²⁰⁾。

農林水産省「漁業の担い手の確保・育成に関する意識・意向調査結果(2009年)では「今後、漁業や漁村を活性化させるために推進すべき取組(複数回答)」について、漁業者の82.5%が「特産物の創出、ブランド化等による販路開拓・漁業振興」、77.1%が「漁業と観光業との連携(朝市、直売所、宿泊施設等)」と回答している²¹⁾。

農林水産省「食料・農業・農村及び水産資源の持続的利用に関する意識・意向調査」(2011年5月公表)では漁業者の6次産業化に対する意識について、「取り組みたいとは思いますが、加工・販売まで自ら行うのは難しい」が45%、「手取りの向上や魚のブランド化にもつながるので、積極的に取り組んでいきたい」が19.0%となっている²²⁾。

しかし、他産業との連携・協力、他産業からの支援を実現する人的ネットワークがなかったり、手順がわからず、何から手を付けたらいいのかわからないなどの障壁があることが多いので、そのようなアンケート結果は「舞台づくり」のインセンティブになるのではないだろうか。そして、その先には岩手さらに東北といういわば「大震災を強く共有できる範囲」で大半が構成される水産業における産業連関が待っているのではないだろうか。関係者が一丸となって、経営体の規模を問わず、残されたソフト、ハードの資源を最大限に活用し、「くらし」も含めて地域の維持、発展を見据えて、細部にわたり、かつ緊張関係のある産業

連関を再構築していくことが望ましい。

宮城県の特区構想は少なくない点で重大な問題を抱えるが、漁業の主体に焦点を当て、そのあり方を根本的に問い直そうとした点に重要なメッセージを見出すことができる。他方、岩手では漁協を「核」とするのであれば、何よりも漁協の基本から地域ぐるみで議論する必要がある。そうしなければ岩手県復興計画を実施する意義も大きく低下する。漁協の性格や機能から出発することが望ましい。

小松（2011、p.68）は漁協の経営構造・赤字を批判し、「そもそも漁協には不透明な部分が多い。」と指摘したうえで、「東日本大震災でその補助金、または補償金で漁協に供与される金額は多額に上る。したがって、これらをいくら受け取り、どのように使ったかを説明する義務と責任がある。」と強調する。

漁協に不透明な部分が多いがゆえに、漁協の全般的な研究や経営に関する分析はあまり行われていない。そもそも個別になると、ホームページさえない漁協があり、あっても経営状況に関する情報は大半の漁協で公開されていないし、その他についても乏しく、組合員以外の第三者がみると、その実態を把握するのは非常に困難であるといわざるをえない。漁業あるいは水産業の厳しい国内情勢を鑑みれば、赤字であるからといって、単純に経営（能）力や技術力がない、効率性や生産性で劣るとは言えないものの、情報公開が進んでいない限り、そのように批判されるのも致し方が無い側面はある。

漁協は漁業者（漁民）によって組織される協同組合で、1948年に制定された「水産業協同組合法」にもとづき、漁業・漁民の民主化を目的として1949年に設立されたが、現場に行けば、以前から組合員間に限らず、漁村内でも漁協という組織、さらにその役員会（理事会）の閉鎖的な体質に対する強い不満はしばしば聞かれる。したがって、例えば、事実でないかもしれないが、漁協が組合長や役員（理事）の私利私欲のためにある、組合員に対する情報提供が乏しいといった話もあ

る。

宮城県の特区構想について、小松（2011）では、「地元漁協にとっては、新たな企業の参入は自分たちの利益を脅かす存在になりかねないと考えるわけだから、新規参入は現実的に厳しいと言わざるをえない。したがって、客観的なデータと情勢を踏まえた許可権限者である知事が、直接の許可について、英断を下すことが重要だ。」²³⁾と指摘されているが、岩手にとって漁協はこれまで以上に重要な存在に位置付けられていることから言えば、事情に違いはあれ、漁協の内部に踏み込んだ情報（データ）公開なくして、復旧、復興はありえない点では同じである。

漁業（という「しごと」の場である漁場）は地域産業において重要な位置を占めるほど、漁港と漁村（「くらし」の場）との一体関係を形成する。漁港は漁協活動さらに漁村集落の中核を占める。漁協は日常的に自らの管理下で漁業（漁場）および漁港の秩序（漁場・漁港利用の適正化と紛争防止）の維持に努める。さらに地域住民が漁村の集落の維持・保全に取り組んでおり、漁業者（漁家）が多いほど、それが「くらし」にも大きな責任を持つことになる。こうして漁業の存在は漁民の自治、漁協の自治を中心に多面的に捉えなければならない。したがって、漁業を通じた雇用の確保、充実を念頭に置けば、漁協は資源の適正管理や経営能力の向上に努めながら、多面的な役割を果たさなければならないことになる。漁協あつての漁業（漁場）、漁港、漁村（あるいは定住地、定住者、定職者（漁業者））でなく、これらあつての漁協であり、それぞれを総合的に捉える必要がある。

(2) 「岩手県復興計画」策定プロセスにおける漁協に関する議論

「岩手県復興計画」において漁業さらに水産業の復興にとって漁協は核に位置づけられているが、その策定プロセスでは、漁協はどのように扱われた結果核となったのであろうか。

「岩手県復興計画」の策定において、水産業に関しては他の多くの分野と同様に、岩手県東日本

大震災津波復興委員会（以下、「県復興委員会」と略称する）と総合企画専門委員会が決定的な役割を果たしたので、これらにおける漁協に関する議論に着目することは非常に重要であろう。しかし、それぞれの議事録（委員会での配布資料等を含む）をみると、前者では2011年4月11日の第1回から、後者では同年4月30日の第1回から同年8月の「岩手県復興計画」策定・公表までに、漁協の基本的な性格や機能など原点に立ち返って議論するようなことはほぼ全くみられなかった。

漁協の問題や課題は全く議論されていない、また漁協の成果もほとんど議論されていない。「ほとんど議論されていない」というのは、例えば、県漁連会長の大井誠治氏が県復興委員会のメンバーであり、大半の委員がそれぞれ専門分野の復興のあり方を述べる機会に、彼も1度だけ水産業について説明するなかで、「漁協を核とした地域の復興について」という項目で漁協が果たしてきた多面的役割に関して、宮城県の方針を批判しながら言及したことによる（第3回委員会）。

2011年4月11日に策定された、岩手県の「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」は「基本方針」であって、具体的な内容を示していないが、その「緊急的に取り組む内容」という大項目における「県の取組事項」として「水産業等の復興に向けた基本機能の早期復旧」のうち「漁業協同組合機能の早期回復支援」、また「国への要望事項」として「水産業等」のうち「漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の円滑な再開」、さらに「復興ビジョンと復興計画の策定」という大項目における「復興に向けて取り組む内容」として「水産業等」のうち「漁業協同組合機能の回復」が掲げられていた。既に漁協が核に位置づけられ、それが前提になっていたのである。

同日の4月11日には北海道東北地方知事会が「東日本大震災に係る要望書」を国（中央政府）に手渡し、様々な要望を行った。そこには「漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の円滑な再開」の項目が入れられていた²⁴⁾。

他方で、同日の第1回県復興委員会での配布資

料「復興に向けた論点について」は今後に向けたいわゆる「たたき台」であったと思われるが、ここでは「水産業等」という中項目で「世界に誇る岩手の水産業等をどのように復興していくか」としたうえで、5項目（1項目あたり1～2行の箇条書き）の1つに「危機に直面している漁協体制・機能の早期復旧と生産基盤を失った漁業者への支援のあり方」があり、漁協について「核」とは示されていなかった。したがって、第1回に加えて第2回目以降にもそのあり方を議論する余地があったにもかかわらず、結果的に議論されなかったのである。

それどころか、4月26日の第2回県復興委員会では配布資料「第1回委員会における意見等を踏まえた『復興に向けた論点』」における『復興の方向』の柱立てに向けて検討すべき事項」として、水産の項目に既に「漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築」が示されていた。「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」にとどまらず、実質的な検討スタートの段階に際しても、「核」という文言が入れ込まれていたのである²⁵⁾。

これに対して、4月30日の第1回総合企画専門委員会において齋藤徳美委員長が総括的な発言として、「親委員会には漁連の会長さんも入っておられて、漁業の復興という時には、さっき水産の方からかなりにおわせている集約化ということ。それははっきり言ったら、漁協単位で事業をやってもらうか、あるいは株式会社にするのかと。それは、是非漁協あるいは地域の方々も協議して、なるほどこの道ならばと考えていただく、ということではないかと思います。一方そのためには、県として見れば、そういうなりわいは決して無くしない、進めるのだと。国にもそういう要望を出す。そのかわり、今の形ですぐ移行できない状況も考えてくれ。集約化ということは、さっき言った仲間同士が集まって1つの組織をつくってと、そういうふうな形も具体的にないと進めていけないことかなと思っています。復興委員会に漁連の会長さんが入っておられるというのは、そういう人たちの声も含め、逆に言えば、復興委員会のそ

ういう声も地元を持ち帰って、どうしたらいいのか、ということをもとめていただくという役割があるのだと思います。」と重要な問題提起を行ったが、何ら成果はみられなかった。

5月13日の第3回県復興委員会で配布された資料「第1回総合企画専門委員会の検討状況(報告)」で齋藤委員長の総括が要約されているが、そこでは事務局が「漁業関係については、県として『なりわい』をなくさないために国に要望し、漁協単位、仲間同士で事業を行う等の集約化を検討していくことが必要。県は、知恵を絞り、各委員から知恵を出していただき、地元と具体的に議論しながら解決策を出していくこと。」(「漁協単位」から「必要」までは太字表示)と整理しており、両者のニュアンスの違いが生じていたのである。そして、この頃には、「岩手県復興計画(案)」に記載される「漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築」のための具体策が議論され始めていた。

以上のように整理すると、「岩手県復興計画」策定のプロセスで漁協の性格や機能、さらに成果や問題、課題などに関する議論が欠如していたことがわらう。宮城県の特区構想で漁協の存在そのものが問われていた点に着目すれば、岩手県に重要な示唆を与えていたにもかかわらず、その点に敏感にならなかった、あるいはその点を整理しようとしなかった両委員会および岩手県の議論の進め方には重大な問題があったと言えよう。

これに対して、漁業あるいは水産業の復旧・復興のスピード、県漁連や各漁協の復旧・再建業務への配慮などを鑑みれば、議論のタイミングとして望ましくないという批判がありうるが、むしろ漁協の存在を知らない県民の方が圧倒的に多いとすれば、突然「漁協を核とした」というインパクトの大きい項目が登場し、さらにそれに多額の公費が注がれる状況を見ると、何らかの疑問を持つことは十分に考えられる。

(3) 漁協研究の成果と岩手の漁協経営

ここでは漁協の全般的な研究や経営に関する分析がほとんどないなかで、漁協経営に関する実務

家で、多くの統計・資料や内部情報を持つ山本辰義(2011年現在、漁協経営センター代表)の著書(1996、2002、2005)にしたがって、漁協研究の成果を整理し、前節までとは異なる角度から大震災前に漁協が直面していた共通の問題や課題などを把握する。漁協に関する議論を展開していくうえで、重要な素材を提供してくれるであろう。

山本(1996)では合併が進まない状況をみて、多くの(超)零細漁協(例えば、職員数が10人未満、販売取扱高10億円未満など)が組織構造や経営基盤・状況が非常に脆弱であり、あるいは悪化しているために、合併を進め、漁業者の営漁と生活を守るための体制を確立することがひととき強調されている。ただ、地域性に配慮しながら、1市町村・1郡・1湾1漁協あたりを目指し、連合会(県漁連)の補完・調整・代行機能を重視、強化する。岩手については、「すでに一定規模に達した漁協が多く、特に(合併:筆者記入)協議会を設ける必要がないとみられる」とする。新世紀に入って合併が岩手を含め全国規模で急速に進んだことから言えば、今後、急いで合併しなくてもよいことになる。合併論議を契機にせず、むしろ定期的に組合員間で経営方針(ビジョン)を共有、あるいは再考し、また経営状況を共有、改善する。同時に、財務(経営)状況が合併の是非の全てでないことも確認されるべきである²⁶⁾。

山本(2002、2005)でも著者の主張はとりわけ漁協としての機能(総合事業)を果たすための最小規模の基準提示で首尾一貫している。彼は「県一漁協」(=自立漁協)のような「広域漁協論」に対して異を唱えており、それが目的化している議論や実例を批判し、それよりも組合員の期待に応える経済機能の強化策こそが重要であり、漁村共同体の特徴を生かし、組合員の参加を促進しながら、信頼を基軸に事業を展開すべきであると主張する²⁷⁾。また、合併しても、問題が結局先送りされたり、経営に対する責任感が希薄になっても意味がない。執行体制の一新や業務の徹底的な見直しあるいは事業の再構築などが必要である点に言及されている。

最後に、岩手の沿海地区（沿岸地区）の漁協の経営状況を限られた資料の範囲で整理しておく（「岩手県水産業の指標（平成22年度）」他）。2009年（24漁協）、2005年（27漁協）、2000年（38漁協）の順で、1漁協当たりの組合員数は602人、

597人、478人で、そのうち正組合員数は446人、434人、349人、准組合員数は157人、163人、129人である。全漁協の組合員数は09年14,452人、00年18,176人と減少しているが、1漁協当たりでみると、合併のために増加し、中堅規模といったところである。

表7 岩手沿海地区漁協の経営状況（損益）

（金額単位：万円）

	2000年度	2005年度	2009年度
事業収益	4,503,088	4,191,840	4,155,310
事業直接費	3,972,825	3,775,781	3,748,559
事業総利益 （総利益率）%	530,263 11.8	416,059 9.9	406,751 9.8
事業管理費	509,832	395,842	375,064
事業利益 （利益率）%	20,431 0.5	20,217 0.5	31,687 0.8
経常利益	22,164	13,257	25,930
事業外収益	355,611	163,191	90,129
事業外費用	353,878	170,151	95,886
特別利益	6,673	9,978	12,614
特別損失	6,438	4,012	14,277
税引前当期利益	22,398	19,223	24,267
法人税・住民税	15,947	9,135	24,969
当期剰余金 （当期純利益率）%	6,452 0.1	10,089 0.2	△702 0

（出所）岩手県農林水産部ホームページ「岩手県水産業の指標（平成22年度）」より筆者作成。

主な経済事業の状況について、1組合平均でみると、2009年、2005年、2000年の順で販売事業は8.9億円、8.4億円、6.4億円、漁業自営（定置）は2.8億円、2.4億円、2.2億円、購買事業は2.3億円、2.4億円、2.1億円、冷凍・冷蔵事業は2.0億円、1.4億円、1.3億円で、良好である（信用事業は2003年度途中で信漁連に譲渡されている）。（正）組合員1人当たりでみると、生産水準は高まっていると言えよう。

経営状況（財務状況）は表7、表8のとおりである。損益状況は総利益率、利益率、当期純利益率を中心にみれば、決して悪くないし、1990年代も同様の傾向である。ただ、他県でも同じ傾向であるとは言え、事業外収益の大きさは特異であり、2000年度は異常であったと言わざるを得ない。

これに対して、財務状況をみると、当期末処分剰余金のマイナス、つまり損失金の規模が目立

表8 岩手沿海地区漁協の経営状況（財務）

（金額単位：万円）

		2000年度	2005年度	2009年度			2000年度	2005年度	2009年度
流動資産	受取手形	9,087	6,319	4,551	流動負債	支払手形	5,231	2,365	1,648
	事業未収金	373,219	324,580	307,723		事業未払金	165,220	194,819	198,502
	貸倒引当金	△72,664	△92,455	△44,770		短期借入金	140,452	305,598	115,998
	棚卸資産	199,554	151,486	166,167		その他	451,386	239,318	157,161
	その他	1,262,099	727,137	707,575		小計	762,288	742,100	473,308
	小計	1,771,295	1,117,066	1,141,246	固定負債	証書借入金	1,228,846	953,964	446,242
固定資産	減価償却資産	1,515,105	1,361,734	1,111,625		その他	451,594	359,606	408,548
	無形固定資産	3,266	5,507	4,668		小計	1,680,440	1,313,570	854,790
	外部出資	379,421	452,139	422,857	負債合計	5,492,922	2,055,670	1,328,098	
	その他	82,100	244,701	59,012	資本	出資金	848,186	833,444	803,412
小計	1,979,892	2,064,081	1,598,162	特別準備金		215	290	290	
繰延資産	68,715	72,042	35,093	諸積立金		855,882	683,340	784,787	
資産合計	6,914,893	3,253,189	2,774,501	当期末処分剰余金		△282,312	△319,554	△135,399	
				小計	1,421,971	1,197,520	1,453,090		
				負債・資本合計	6,914,893	3,253,189	2,781,188		

（注）1. 流動資産のうち「その他」には共済事業資産を含む。

2. 流動負債のうち「その他」には共済事業負債を含む。

（出所）表7と同じ。

つ。それは1990年代に入って増大し、2004年に-36.0億円となり、09年に-13.5億円まで縮減している。事業未払金が20億円前後で高止まりしていることも目につくが、時系列でみて近年、財務改善が進んでいる。

多くの漁協から、経営（財務）改善にとって定置網漁（自営）で稼げれば何とかかなると聞いた。その黒字分で赤字分をカバーするようである。ただ、これは大震災前にも岩手スタイルのようなニュアンスで強調されていたが、組合員間では組合員の方をしっかりと向いておらず、組合（職員）・組織ありきという声もある²⁸⁾。いわゆる漁協のサケ漁（半）独占および収入吸い上げは小さくない問題となっており、朝日新聞2011年9月2日付でも取り上げられている。これに対して、いくつかの漁協から中長期的な課題として水産資源管理の水準の向上や販売システムの改善、需要の開拓、養殖における漁場有効利用・品質向上が聞かれたが、多くの漁業者に対するヒアリングのなかで誰一人として批判はなかった。

なお、旧山田湾漁協（組合員約350人）は2007年に、サケの定置や養殖カキの水揚げの不振が決定打となった経営悪化（負債総額約27億円）を主な理由として民事再生手続きを決めたという意味で経営破綻した経験があるが、今回の大震災時には沿岸7つの漁協が、欠損解消のため事業の総点検が必要な「要改善漁協」（水産庁の選出）として再建途上だった。

岩手における漁協の大震災直前の経営は県全体で見れば、他の都道府県に比して良くもなく、悪くもなくといったところである。数値ありきではないにしても、経営状況はいずれ地域ぐるみで議論されるべきテーマであろう。

5. 岩手の漁業における復旧の状況と問題

本節では漁協あるいは漁業さらに水産業の復旧、復興を議論するにあたって、筆者が岩手県や宮城県の市町で、2011年6月から2012年2月までの期間を中心にして行った調査の結果を簡潔に示し、テレビや新聞等からの情報も踏まえながら、

復旧に関する動向および問題を明らかにする。

(1) 岩手全体

水産・漁港関係の被害額は既述のとおりであるが、地域あるいは漁協、漁港ごとに被害状況は異なる。例えば、漁協は14の事務所が全壊・流失となり、多くの漁協で組合員の死亡に限らず、役員および職員も職務中に被災（死亡）し、大変厳しい状況を余儀なくされている²⁹⁾。13の魚市場（市町管理と漁協管理からなる）は大半が壊滅的被害を受けたが、八木、久慈市営、宮古市の各魚市場が大震災後1ヶ月以内に業務再開したのに対して、山田漁連は10月、大槌町漁協は11月、最後の田老町漁協は12年9月であった（後ろ3つはいずれも地方卸売市場）。また、多くの漁港では冷蔵・冷凍、製氷といった機能が今なお回復していない³⁰⁾。漁港の地盤沈下は陸前高田市でひどく、長部漁港では約1.4mである。全国的にあまり知られていないが、水産廃棄物も膨大で、県によると「推計総量は4500トンで、内訳は大船渡市1600トン、大槌町2500トン」などとなっている（岩手日報2011年6月8日付）。

これに対して大半の漁船や漁具および養殖施設（筏他）を失った点は共通しており、造船所も被災したために、新船購入には多大な時間を要している³¹⁾。また養殖施設も国の補正予算の水産業経営基盤復旧支援事業（事業実施主体：漁協、漁連、市町村）により復旧しているものの、そのペースは遅いのが実情である。共同利用漁船の調達をはじめ高補助率の補助事業であっても自己負担を伴うので、資金の工面が最大の課題の一つになっている。いくつかの加工会社からは補助金を獲得しても、事業実施完了後に配分（＝立替払い）とか、同じ事業でも会社によって配分額に大きな差があったという話を聞いた。これらは就業継続に大きな影響を与えたと考えられる。

何よりも市町村や各漁協が国の補正予算（補助事業）への対応、例えば申請手続き・期限、事業実施期限、配分額・時期、漁業者等への説明責任などで右往左往したことは至る所で聞かれた。補

助対象外のインフラ整備（施設整備のための用地確保を含む）や資材も少なくない。赤字体質の漁協には「国の動向待ち」の傾向が比較的多くみられたと思われる。漁業も加工業も同じだが、資材や機械は部分的に調達できていても意味がなく、大半ないし全てが揃わなければならない。また、適切な時期（漁期等）を逃すケースも多い。他方、多くの漁業者が自宅（家屋）も被害を受けており、むしろ漁業における復旧支援の程度に大きく劣る「くらし」における資金確保に苦しめられている。

瓦礫の状況も漁港によって差異があるが、海に加えて陸（漁港とその周辺）の瓦礫撤去がとくに漁業者の雇用確保となり、漁業再開に向けた繋ぎ資金の一翼を担った³²⁾。しかし、今なお、多くの漁業者が漁業再開と言えるようなレベルには至っていない。各種メディアでは以前、漁の再開が頻繁に取り上げられたが、ひとまず再開であって、インフラ整備も含めて震災前の水準にはほど遠く、そもそも実態の一部しか報じてない。

岩手漁業の柱であるサケに関して、県内のサケふ化場 28 ヶ所のうち 21 ヶ所が被災し、増殖事業が危機に陥った。2012 年春の稚魚放流が 4 割まで落ち込む見通しで、4~5 年後にサケの回帰が激減する恐れがある。当面、9 月上旬のサケ遡上までにどれほど復旧できるかが勝負となり、実際、一部の施設でサケの捕獲・採卵が始まった。これに対して、サケを主な対象とする定置網は復旧途上にあった。135 カ統のうち 9 月中旬までに再開したのは 25 カ統だけで、秋サケ漁がピークを迎える 11~12 月にはさらに 59 カ統が再開見通しだったが、全体の 60% にすぎなかった。結果として、回帰資源の少なさも相俟って、過去最低であった前年度を下回る記録的な不漁に終わった。なお、アワビの水揚量も過去最低となった。

岩手県漁連は漁協の窓口になって、2011 年 6 月に県内で必要とされる新船（約 2 千隻）を一括してメーカー発注し、各漁協の規模などに応じて順次配分した。大半の漁協で実施されている漁船の「共同利用方式」と併せ、被災した漁師が漁業を継続できる環境づくりを目指した。漁協ごとに注文

すると、納入時期に差が生じ、漁業を開始できる地域とできない地域が出てくる恐れがある。調達した新船は漁協の組合員数や共同利用するグループ数などを考慮して、配分する方法を採ったが³³⁾、財源については個人負担できる状況にないため、国に助成を求めた。

こうした厳しい状況のなか、漁業の復旧にとって 6 月末にワカメの種付けができるかどうかが大きな分岐となった。それさえできれば、翌春には出荷が可能になり現金が入る。そうなれば収穫まで 4~5 年かかるホタテの養殖の再生につなげていける。逆に、種付け期の 6 月末に間に合わなければ、約 2 年間も現金収入が途絶える³⁴⁾。6 月に種付けができなかった漁協があったものの、ワカメ漁を行う 19 漁協全てが養殖再開に動いたことは岩手にとって非常に明るいニュースとなった。岩手日報 2012 年 1 月 16 日付は「水産業復興を目指す本県沿岸部で、今春収穫する養殖ワカメの生産量が震災前の 50~70% 程度まで回復する見通しとなったことが県のまとめで分かった。」ことを伝えていた。

岩手県による震災復旧の状況を統計値で示す「いわて復興インデックス」（2 回目）によれば、「新規登録漁船数は 3 月までに 3793 隻で、13 年度までの整備計画数（6125 隻）に対する割合は 61.7%。産地魚市場水揚げ量は 3 月までに 9 万 3695 トン。過去 3 年平均比は 55.2% と、産業の再生が急がれる。」（岩手日報 2012 年 5 月 25 日付）漁船については個人利用を望む声が大きくなっているが、各漁協からみれば、その納入時期の不透明さや係留場所の問題など対応しづらい点が多いため、そうするまでにはもう少し時間を要するといったところであろう。

(2) 陸前高田市

広田湾漁協（大震災前の組合員 1,559 人うち正組合員 763 人）は 2004 年 4 月に市内の広田湾を囲む 5 組合が合併して誕生し、カキ養殖（「広田カキ」）やワカメ漁（「広田ワカメ」）で全国的に有名である³⁵⁾。大震災により 1,401 隻の漁船のほ



写真1 広田湾漁協（全壊）



写真2 広田湾漁協（仮事務所）

とんどが流失または損壊し、無事だったのは56隻だけである。養殖施設や種苗センターもほぼ全壊であった。工場も同様であるが、そのなかには2月に完成したばかりの施設や整備中だった施設があった。漁協事務所も全壊し、高台に仮事務所が整備された（写真1、写真2）。漁協の被害額は約60億円である。陸前高田市における水産関係（漁港施設を含まない）の被害額は約213億円である（「陸前高田市震災復興計画」）。

広田湾漁協が2011年4月2日に行った意向調査では、組合員の約8割が漁業の継続を希望した。他方で、岩手日報は共同船などを利用し、養殖業の再開を目指す市内の漁業者は6、7月の時点で4割減と報じていた。瓦礫撤去、水産廃棄物処理、漁港（岸壁）の高上げ、養殖施設整備、海からの漁具の改修およびその修繕などに多大な時間を費やし、また漁船・漁具・機材の調達については自己資金の確保に苦勞し、復旧に多くの困難を抱えている。

大震災から2、3ヵ月後の時点では秋サケ漁が始まる9月に当面の照準を定めていたようだが、それよりも少し早めの9月13日に定置網漁の再開に至った。この時点では漁船（定置）4隻のうち2隻しか準備できず、また3ヵ統（同漁協所有）のうち1ヵ統しか復旧できなかったが、10月末に4隻揃い、11月中旬に2ヵ統となった。

岩手日報2012年3月27日付は、カキを中心とする養殖施設について漁協が「11年度、復旧予

定数の半数程度となる約620台を整備。宮城から購入した種苗の育成を始めており、今秋から出荷再開を予定。12年度末までに施設の復旧完了を想定する。同漁協の村上義男業務課長は『震災で県外市場とのつながりが一度切れてしまった形だが、早く水揚げして信用を取り戻し、ブランドの復活を目指したい』と見据える。」と報じている。

(3) 大槌町

大槌町漁協（大震災前の組合員850人）は戦後、合併を繰り返し、ピーク時に組合員1,300人超に達し、県内でも上位の規模となったが、1990・2000年代に急速に減少した³⁶⁾。また、大槌市場の水揚金額は県内市場のなかで最も落ち込みが激しく、1985年36億円に対して過去の10年は6億円程度で、水揚量の減少の程度も県内一である³⁷⁾。



写真3 大槌町漁協（全壊）



写真4 新おおつち漁協

水産加工業者も2003年には30社であったが、現在20社で激減している。

大震災により、中心市街地近くの安渡地区に立地していた漁協事務所は全壊し、現在、国道45号線を山田町方面に北上した吉里吉里地区に仮事務所がある(写真3、写真4)。大槌町漁協地方卸売市場(魚市場)や町内の水産加工会社(全20社)も全壊した(写真5)。組合員所有の漁船650隻のうち20隻程度だけが残った。河北新報2011年4月1日付は「県によると、大槌町漁協の組合員726人が所有するワカメやホタテの養殖施設計910基はほぼ全滅したとみられる。」と報じている。

岩手日報2011年8月6日付は吉里吉里漁港の厳しい状況を伝えている。「大槌町漁協の組合員360人が漁業を営んでいたが、津波で組合員約10人が亡くなるなど甚大な被害を受けた。海面養殖やサケのはえ縄漁などが盛ん。近年漁船数や生産量は減少傾向だったが、生産額は品質向上の努力が功を奏し維持していた。」「伝統のワカメ養殖と種系づくりを絶やさぬために一。大槌町の吉里吉里漁港では、7月末にワカメの種付け作業を行い、今季の養殖の準備が間に合った。県内有数のワカメ種系供給基地だった同漁港。30人いた養殖漁業者は震災後8人にまで激減したが、残ったメンバーは数少ない船やこれまで培った技術を生かし、養殖業復興への道を歩んでいる。」「特に同漁港は養殖のほか種系生産にも力を入れ、ワカメ養



写真5 大槌魚市場(全壊)

殖漁業者のほぼ全員が取り組んでいた。しかし津波で養殖施設が流され、約300隻の漁船も沖に避難させた2隻と奇跡的に助かった3隻の計5隻しか残らなかった。」

大槌漁港では2011年9月中旬に、ワカメを養殖する共同利用施設の設置準備がようやく始まった。また1年ものマガキも少しは出荷できる目途がついた。これに対して、漁協の定置網漁場は11月初旬現在で復旧していない。秋のサンマの水揚げは大槌と山田の両漁港では行わなかった。冷蔵・加工施設など水産関連施設の受け入れ態勢がほとんど整備されていないからであった。

「岩手県大槌町では津波で工場を流された水産加工業者や鮮魚店が一口募金を集める取り組み『立ち上がれ!ど真ん中・おおつち』が8月4日に始まった。水産加工の協業化や販路拡大、新商品開発を行う。今後資金が集まれば一般社団法人化することも検討する。」(日本経済新聞2011年8月13日付)そして、日本経済新聞2012年2月6日付や「立ち上がれ!ど真ん中・おおつち」ホームページによれば、同町における水揚げの再開は他の地域に比して遅かったにもかかわらず、一口一万円で12年中旬までに約8千万円が寄せられ、資金の一部でサケの仮加工場を建設した。また、早い段階で資金を提供してくれた500人には呼びかけの際に約束した新巻きなどを送ったようである。

2011年12月の漁協の幹部へのヒアリングでは

大震災以降、とにかく事務量が増大し、忙殺され、赤字続きのために職員増どころではなく、頑張ろうとする漁師のバックアップで精一杯という点が印象に残った。漁船の漁協所有による共同運営方式も、漁協の所有とすれば固定資産として管理しなければならなくなり、つまり事務取扱の対象となり、それだけ事務が増える。組合員が途中で廃業するとすれば、船を引き取るリスクも負うことになる。高齢・死亡による廃業もあるので、漁船数を震災前に戻すことはあり得ない。誰しもそうした意味で「復旧」を認識していないと思う。そして、事務増大に伴う事務費を工面できず、職員の給料さえ何ともならなくなりそうで、組合がもたない、という悲痛のコメントも聞いた。

わずかながら漁業の復旧が進むなか、漁協が2012年1月中旬に現在の組合での経営再建を断念し、新たな組合を設立する方針を決めたことを県内外の主な新聞が一斉に取り上げ、大きな衝撃が走った。漁協は大震災前から主に過度な設備投資のために債務超過の状態（10億円程度の負債も有り）で、大震災によりそれが2009年度末約5.6億円から約11億円まで膨れ上がった。国や県などの財政的支援（補助金、融資等）を受けて復興に取り組むには抜本的な経営改善が必要と判断したことによる。2012年2月17日の新組合の設立総会を経て、3月1日に「新おおつち漁協」が正式にスタートした。事業規模は大幅に縮小することになる。組合員数は5月15日現在249名である。職員は22人から14人まで縮減されている。組合長をはじめ役員は6月の総会で改めて選任され、刷新されるようである。国の2011年度第3次補正予算を活用した震災復興事業の事業主体となり、復興事業を進めていく。

(4) 山田町

三陸やまだ漁協は2009年10月1日に、山田町内の大浦、織笠、山田湾、大沢の4つの漁協が合併して誕生した漁協で、組合員数は約1,000人である。漁協事務所は全壊（写真6）し、すぐ近くの仮事務所で業務を再開している。河北新報2012



写真6 三陸やまだ漁協（全壊）

年1月16日付は河北新報社による全24漁協アンケート（年末・年始に実施）によって漁協別漁船数（震災前→現在）が種市南116→89（復旧率77%）、種市120→63、重茂814→298、三陸やまだ1,157→365（同32%）、広田湾1,346→398、宮古1,033→約250、田老町963→192、大槌町700~800→約60（同7.8%）であると伝えており、三陸やまだも震災の影響が長引いていると言える³⁸⁾。

岩手日報2011年10月14日付は山田湾について、「同湾の養殖施設4千台は津波で全損。」「大沢漁港にある三陸やまだ漁協大沢支所でも、湾内最多を誇る約1600台が全損するなど大きな被害を受けた。」「従来、養殖漁業は個人で行うことが多い。だが今は、施設の減少などが響き共同で管理せざるを得ない。」「6月末に行った同漁協の調査によると、同湾の養殖漁業者336人のうち、震災後も続けるのは163人。そのうち約80人が大沢支所の漁業者で、大沢の復活は町の漁業復活の重要な鍵を握っている。」と報じ、「出荷量は例年の10分の1で、来年はどうなるかわからない。でも、若い者に残すためにも続けなければならない。震災をチャンスに変えて、みんなでどこにも負けない漁港を目指す」という養殖漁業者のコメントを紹介している。

岩手日報2011年11月27日付は織笠漁港の状況を報じているが、漁業者の多くはがれき撤去作業に従事しているのが現状である。また、カキ・ホタテ養殖組合には震災前に54人いたが、震災

後に一度解散し、有志13人が集まり作業再開した。7月末から共同作業を続け、10月から水揚げを始めている。カキは1割程度しか残らず、使える漁船は2隻だけである。7月末に設置したカキの種苗が育つのは2年後である。

2011年12月に、筆者は三陸やまだ漁協の幹部と懇談の機会を持ったが、その際に、国・県の漁業に対する支援策は加工業、流通業など、さらに水産業以外の産業分野に比して手厚いので、一日も早く自らの復旧を進めながら、水産業を視野に入れた幅広い諸支援の要請活動や漁村の「くらし」に関わる要望活動を積極的に行っているのかと思っていたが、漁協は民間企業の単なる一つという意識が強く、要請・要望活動は非常に限定的で、消極的な発言が目立ったことが印象に残った。

三陸やまだ漁協および山田町内の漁港は大槌町漁協および大槌町内の漁港とともに、総合的にみて最も復旧が遅れていると思われる。

(5) 宮古市

重茂漁協（大震災前の組合員574人うち正組合員524人）は本州最東端に位置し、宮古市役所（市中心部）から車で30分以上（約20km）を要する。とくに養殖ワカメ漁、養殖・天然コンブ漁、アワビ漁³⁹⁾で県内一の生産量を誇り、水産資源管理、生産から加工・販売までの一貫した取組みでも以前から全国的に有名である⁴⁰⁾。黒字経営（水揚げ年間25～30億円）が続いており、好漁場を持つ



写真7 重茂漁協

定置の存在が大きい。年間の水揚額が1,000万円を超える漁業者も多く、後継者も順調に育っている。

大震災により、漁船で被害を免れたのは沖に避難した14隻（大震災前の漁協所属船814隻）だけで、ほぼ壊滅状態となった。アワビの養殖施設、コンブの種苗場、サケのふ化場なども同様であった。漁協の損害は約230億円である⁴¹⁾。漁船や漁具などを震災前の水準に戻すには約25億円以上かかるようである（施設を除く）。これに対して漁協事務所は高台にあったために、被害はそれほど大きくなかった（写真7）。また、定置網船は20隻のうち11隻が残り、田老町、宮古の両漁協とあわせて沿岸南部に比して残存率は高い方である。

国の漁業支援方針が固まるより先に、伊藤組合長のリーダーシップにより、修理すれば使える漁船も含め残った漁船を漁協所有として集約化した。そして、調達してきた中古船とあわせて組合員に一定期間貸し付ける「共同運営方式」により、個人負担を軽減し、5月中旬にワカメ漁（小型漁船1隻につき数人で相乗り）をスタートし、いち早く漁業を再開したことで一躍有名になった。この方式は県内の多くの漁協が踏襲した。

国の補正予算の共同利用漁船等復旧支援事業（県の補助上乘せ有り）による共同利用漁船の全国初の引渡しは重茂、吉浜両漁協となったが、2011年7月21日であった。この時点で重茂漁協の漁船は約200隻まで増えていたので、その迅速な対応は特筆に値する。2012年中に1人1隻まで増えるという声も聞かれる。また、全壊したワカメのボイル工場、ワカメ塩蔵加工処理施設、保管冷蔵庫は2012年春までに、機能面でグレードアップしたうえで完成する目途が立っているようである。

田老町漁協（組合員657人うち正組合員478人）は「真崎ワカメ」のブランドで全国的に高い評価を得ており、また2001年から商品化に取り組み、重茂漁協とともに商標登録した「春いちばん」（早採りワカメ）で有名である。重茂漁協と同様に、



写真8 宮古漁協

生産から加工、販売まで手掛ける。同漁協は野田村、普代村、田野畑村の各漁協と同様に、魚市場を運営する。県内でもほとんど知られていないが、漁業後継者育成のために、1999年度から希望する子どもに漁業権（第1種共同漁業権）の行使を特別に認め、出漁させている。大震災による施設と生産物の被害総額は75億円に上った。960隻余りの漁船のうち50隻程度しか残らず、養殖施設、加工場・機械などほぼ全壊であった。

「2012年春から養殖ワカメ、コンブの収穫を再開する方針を固めた。同漁協が養殖施設を整備して、ワカメの種苗も無償提供。組合員で編成する養殖班が共同経営し、『真崎わかめ』ブランド復活を目指す。」（岩手日報2011年4月6日付）⁴²⁾ワカメの養殖施設624台は全滅したが、11年10月までに439台を復旧した。12年春の収穫量は例年の約6割にとどまったが、加工施設もある程度再整備され、着実に前進している。

宮古漁協は戦後、県内で最多（回数）の合併を行い、ピーク時には組合員約3千人で、県内最多となったが、約1,300人（うち正組合員約700人）まで減少している。サケ漁（定置、自営）は水揚量・金額で県内トップクラスとなっており、またサケふ化場を中心に資源管理体制が充実している。重茂、田老町の両漁協と違い、加工場は所有していない。大震災により、漁協登録の1,032隻のうち9割前後が流され、漁協所有の施設の大半が全壊である。これに対して、倉庫、ふ化場（関連施設）、

冷凍庫などの一部は残存した。また、漁協事務所は重茂と同様に高台にあったため、被害はそれほど大きくなかった（写真8）。

宮古市は経済波及効果の大きい養殖業を早期復興させるために、国の第2次補正予算を待たずに、養殖施設の復旧経費のうち9分の8を単独で補助する方針を固め、2011年6月10日の市議会6月定例会に事業費約9億円を盛り込んだ2011年度一般会計補正予算案を提案した。補助対象者は重茂、田老町、宮古の3漁協であり、9分の1の自己負担が生じるものの、市内の養殖施設の約6割にあたる1,800台超の整備が見込まれる。これで来年収穫分の養殖施設を整備できなければ、2年連続して収穫ゼロになるのが回避される。

(6) 洋野町

洋野町は県内有数のウニやアワビ、ホヤの産地として知られ、また「南部もぐり」（伝統のヘルメット式潜水による漁）で有名である。町内の漁協の組合員数（大震災前）は例えば、種市南漁協で288人（正組合員213人、准組合員75人）、種市漁協で402人（正組合員320人、准組合員82人）などである⁴³⁾。大半の地区で、アワビ漁やウニ漁は個人単位が基本となっており、個人、共同の両方があるワカメ漁やコンブ漁と異なる。ただ、個人と言っても、自由に漁ができるわけではなく、前提となる様々な共同作業（漁場清掃や密漁監視他）をこなしたうえでのことである。



写真9 種市南漁協（仮事務所）

種市南漁協の事務所は全壊し、現在、高台の仮事務所で業務を行っている（写真9）。これに対して種市漁協の事務所は漁港（海）のそばにありながら、水門のおかげで浸水を免れた（写真10）。町内の全5漁協の被害額は約21億円である（2011年4月11日現在、町防災推進室調べ）。ただ、町内の全漁協あるいは市町村単位で見れば、沿岸中央・南部に比して被害が少なかったために、漁業のインフラ（ハード）復旧や瓦礫処理（陸上、海中のいずれも）のスピードは速く、また漁船の損失も小さくなかったものの、調達の点では恵まれている方である。

大震災を機に組合から脱退する人は皆無に等しい。むしろ、種市南漁協では「大変な時だからこそ」少しでも力になりたいということで、若手を中心に加入者が増えているくらいである。また、種市南漁協は小内内浜漁協と同様に漁業共済において漁獲をはじめ主要な共済に加えて、漁具にも加入していたために、損失拡大を抑制することができ、稀なケースとなった。

県栽培漁業協会の種市事業所は県内で唯一稚ウニ栽培を行う施設であるが、ほぼ全壊し、栽培していた稚ウニ約600万個や稚ナマコ約40万個が全て流出した（写真11）。ただ、種苗生産施設（ウニ、アワビ等）は県内に8ヵ所あるが、種市事業所は2011年9月初旬に、来年度の放流に向けたウニの採卵作業（毎年採卵作業は秋）を行うことができ、最も早く一部再開を果たした。そして、

2012年5月22日に、念願であったウニ種苗（稚ウニ）の出荷を再開し、同日に約5万個を種市南漁協へ配分した。

戸類家漁協（漁港）では、ウニ、アワビ、コンブなどの損失に加えて、2008年から種苗をまき、11年から採る予定だったというナマコも流され痛手は大きい。種市南漁協ではウニ漁はできる状況であったが、加工施設の復旧が遅れているために、はっきりとした本格再開の日途が立たない。具体例をあげると、種市南漁協管内の宿戸漁港では、ウニの漁獲量は例年の1割程度にとどまった。ウニだけでなく、殻むきに必要な殺菌装置や漁船も流されたためである。

種市漁協管内の鹿糠漁港を報じている岩手日報2011年10月19日付をみると、「地域の31人が種市漁協鹿糠生産部に所属し、ウニやアワビ漁を行っている。」「18隻の漁船が全て流失した」「漁師たちは県内外から苦勞して取り寄せた中古船3隻を使い、来年のウニ漁に備えた移植作業に励んでいる。」「今年採る予定だったウニ約8トンも大半が流失。」「高城生産部長が自分の山の木材を提供し、漁師が心を一つにして小屋作りに取り組んだ。一部の加工を大工に頼んだほかは手作りし、約3週間かけて立派な小屋を完成させた。殺菌装置も7月上旬に届き、夏の漁期に間に合った。例年10度ほど行っていた漁は3度しかできなかったが、浜値が例年の倍ほどに高騰し一息ついた。今後の課題は、漁業者の減少に歯止めをかけるこ



写真10 種市漁協



写真11 岩手県栽培漁業協会種市事業所（全壊）

とだ。」「被災時には31人まで落ち込んでいた。しかし、震災後は高城生産部長は『皆がそろっているからこそ続けられる』と呼び掛け続けたかもあり、脱退者は出ていない。』

洋野町は大震災直後の2011年4月に、東日本大震災で被災した町内の水産加工業者や漁協が早期に事業再開するための緊急支援金（交付金）として計3億円を助成することを決めた。県や国の具体的な支援策が見えない中、漁業者や業者に意欲を持って再始動してもらおうと、町が独自に支援するもので、支給されたのは水産加工業者3社と5つの漁協であった⁴⁴⁾。形式的には、水産加工業者向けは資産等の復興支援や従業員の雇用支援で上限2千万円、漁協向けは共同利用施設等の復興支援、漁業への就業維持支援で上限2千万円、定置漁業支援で1件につき5百万円であったが、実質的には用途自由であった。

(7) 宮城県南三陸町

南三陸町は2005年に志津川町と歌津町の合併により誕生し、町内の23の漁港（第1種19港、第2種4港）は大小様々である。養殖ワカメ、カキは漁獲高で県内トップクラス、志津川魚市場の秋サケは漁獲高・金額ともに県内一である。また、銀ザケの養殖でも有名であり、「西の明石、東の志津川」と並び称されるタコの産地でもある。

被害状況をみると、宮城県漁協志津川支所管内の漁船約1,000隻（組合員所有）のうち残った

のはわずか56隻であった。また、志津川支所の組合員816人（大震災前）のうち40人超が大震災による死亡・行方不明ということであった。支所の事務所は全壊し、高台に仮事務所が整備された（写真12、写真13）。これに対して、産経新聞2011年4月17日付では4月の県漁協によるアンケートで回答した正組合員229人（戸倉出張所を除く）のうち約9割が漁業を再開したいとの意欲を示したことが報じられていた。

志津川魚市場が2011年7月4日に再開し、名産のタコが震災後初めて水揚げされた。タコについてはかご漁の準備が間に合い、例年通りの漁期を迎えた。これに対して、魚市場の再開といっても、ほとんど機能しておらず、10月24日の仮設魚市場の完成まで脆弱なままであった⁴⁵⁾。漁船に関しては2011年11月末現在、修理を施すなどして186隻が使えるようになった。支所が発注した新造船の納入は11月に始まり、翌12年2月までに約80隻が届くようである。全国から中古漁船が届けられるケースもあるが、地域の漁法に合った船とは限らず、非常に厳しい状況を余儀なくされている。

銀ザケ養殖の再開について、「県漁協志津川支所は昨年10月、国や県の補助金を利用していけすを購入し、地元の養殖業者に貸し出した。調達できたいけすは震災前の半分、15基程度だったが、町内でギンザケ養殖を手掛けていた12戸すべてが何とか再開にこぎ着けた。4月ごろには体



写真12 宮城県漁協志津川支所（全壊）



写真13 宮城県漁協志津川支所（仮事務所）

長40センチ、重さ1キロほどに成長し、出荷できる見通しだ。」(河北新報2012年3月5日付)

がんばる養殖復興支援事業(国の補助事業)⁴⁶⁾の後押しを受けて、地域の養殖業の復旧、復興を目指し、共同化による生産を早期に再開するグループが増加している。共同化は「経営全て」でなくてもよく、施設・機器、作業、資材購入・出荷、生産全般の共同化、あるいは法人化による共同化などが想定されている。2012年1月の県漁協志津川支所長へのヒアリングでは、そうした動きも含めて組合員を積極的にサポートしたいので、国や県に最低限のハードのインフラ整備、すなわち船揚場、荷揚場、岸壁(嵩上げ)、取付道路(仮設でなく)の早期の原形復旧を望むということであった。

まとめ

——岩手の漁業における復旧の基本課題——

JF全漁連(2011)では2011年度第2次補正予算以降で実施されるべき具体的な復興策として、「共同経営方式の導入など、漁業操業・経営・運営体制の在り方」「生産から加工・流通・消費に至る一体的体制施設整備」「漁協の基盤強化・機能維持支援」「効率的かつ安全な漁村整備・まちづくりの在り方」「当面の収入確保策(漁業者)」の5本柱が掲げられている。これらは次の点が明示されているために、意義あるものと考えられる。すなわち、「漁協は、その行う事業によって組合員のために直接の奉仕をすることを第一義とし、営利を組合事業の目的としてはならない。漁協と農協等の他の協同組合組織との大きな違いは、漁業権の保有である。現行漁業制度は、民主的な調整機構の運用による水面の総合的高度利用を実現するために漁協に漁業権を免許し、漁場秩序を維持する公的役割を委ねている。」これは大震災および宮城県の特区構想を機に漁協の原点に立って再出発するあらわれである。

また、大震災後の厳しい漁協経営に言及したうえで、被災漁協に対する支援策(国に対する支援等の要請を含む)として、①漁協事業が「一応の

復旧を遂げるまで」の漁協機能維持のための措置、②漁協施設の再建と機能の回復、③漁協の復興事務経費の補てん措置、④漁協所有形態による漁業用資材の取得と漁協自営事業の支援、⑤被災漁民のためのJFマリンバンク機能の強化があげられている。これらの大半に対して、既に過去にない規模の公費(国費)が投入されているので、岩手県内の漁協においても、少なくとも関連する収支を中心に漁協経営状況を国民および地域住民に説明する責任と義務がある。そして、「岩手県復興計画」にみるように、とくに漁業の復旧、復興にあたって漁協を「核」とすれば、岩手県は漁協に対する支援の透明化を図りながら、漁協、さらに漁業の主体全般に関する地域ぐるみの徹底した議論を積極的にコーディネートするべきである。

山本(1996)では漁協運動の課題として、第一に漁村の自立(自律)と漁業経営の安定(営漁指導事業の充実・強化)をあげ、資源管理型漁業、地域営漁計画、個別営漁計画を強調する。これらは互いに関連し、どれか1つでよいというものではない。いずれも協同の実質化の点で当を得ているし、それらに対する県漁連の補完・調整機能や、漁村のインフラ整備に対する市町村、県の役割も重要であろう。

第二に漁協の経営基盤強化(合併、事業統合)である。この点は既に言及したとおりである。多角的な事業連携・協同は岩手県復興計画を含め至る所で指摘されており、今後、それに向けた議論の土台づくりが要請される。その対象は漁協間や加工業、流通業、観光業などに限らず、農業協同組合(JA)や森林組合であってもよいであろう。

第三に人材確保・養成(漁村のリーダー、漁協の経営者育成)である。発展し安定している漁村や漁協を見ると、結局は「人(人材)」であると言う。優れたリーダーがいるにこしたことはないが、組合員間で学習、議論を徹底して行い、会議・事業等のあらゆる面で「自治・参加」を求める。協同組合が民主主義の学校と言われる所以である。

岩手県内では慣例として一世帯一組合員となっている漁協が約4割となっており、若い担い手や

女性が漁協経営に直接参画しにくいという無視できない問題がある。岩手県の言葉を借りれば、「とる漁業」から「つくり育てる漁業」への構造転換推進や様々な水産業の主体との連携などにおける漁協の多角的活動の可能性を重視すれば、若い担い手や女性が十二分に能力を発揮できる条件づくりは不可欠であり、一世帯複数（正）組合員の拡大はその1つにあげられる。

岩手日報2012年4月12日付では「県漁連（大井誠治会長）などは本年度、県内24漁協の組織再編を含めた中長期的な『復興ビジョン』を策定する。漁協合併も視野に組織力強化の方向性を検討。」「復旧・復興事業や組合員数の減少動向などを見ながら合併の必要性を協議。各自治体の意向や地域事情を踏まえ、必要がある地区については復興ビジョンに盛り込む方針だ。」と報じられ、「東日本大震災後は24漁協を核に復旧・復興施策を進めてきたが、震災で財務状況が厳しい漁協もあり、合併推進は避けて通れない状況だ。」と問題提起している。

「県漁連は04年、組織強化計画を策定。県内1漁協体制の前段として11拠点漁協体制への再編を目指したが、漁協間の財務格差などから難航。10年度以降は新しい合併計画の策定を目指していたが、震災により議論は棚上げになっていた。」ということなので、今後の動向が注目されるが、宮城と違い、岩手にとっては大震災という機会だからこそ、復旧を進めながら原点に立ち返った議論を地域ぐるみ、県全体で行うべきである。漁協さらに地域の自律性、主体性を活かす、あるいは高める点では決して手遅れでないし、遠回りでもない。

本稿では岩手漁業の復旧における県漁連の動向や問題についてほとんど分析することができなかった。地区漁協（単位組合）の問題あるいは課題は県漁連にも多かれ少なかれ問われていると言える。これは今後の課題としたい。

【注】

- 1) 日本経済新聞2011年5月11日付における村井知事へのインタビューでは、知事は漁港の集約による規模拡大と運営の効率化について、「県内に約140ヵ所ある漁港を3分の1から5分の1程度に集約することを検討している」と応答している。
- 2) 河北新報2011年5月10日付では「県は、養殖や定置網などの沿岸漁業は個人経営が多く、養殖施設などの自力再生には限界があると判断。早期復興には民間資本の導入が不可欠として漁業権の開放に踏み込むことを決めた。」「参入企業は、県漁協を通さずに市場へ出荷できるほか、生産から加工、販売まで一体的に取り組める。豊富な資金力を使い、津波や水害に強い施設整備も可能と見込む。カキ、ホタテなど三陸沿岸の養殖漁業は現在、県漁協が特定区画漁業権を独占的に持つ。2007年、県内31漁協が合併して県漁協が発足し、小規模の2漁協を除くと、実質的に1県1漁協となったためだ。養殖業者は県漁協の各支所を通じ、漁業権行使料を支払って操業する。民間企業が参入する際も同様で、県漁協の規則に従い、行使料も支払わなければならない、自由に操業できない参入の障壁とされてきた。民間参入の前段階として、県は震災後に整備した漁船や養殖施設の減価償却費、人件費などを一定期間、国庫で補助する『震災復興水産業再生・再構築支援事業』を創設し、水産業を一時国有化することも提案する。村井知事は取材に対し、『100年後も日本を代表する養殖漁業であるためには、ハイリスク、ハイリターンを宮城から提案したい』と語った。」と記されている。
- 3) 村井(2012a,p.82)では企業の漁業(養殖業)参入には、「①地元漁業者が少ない投資で事業再開できる(資金確保)、②若い人を採用しやすくする(後継者不足対策)、③新しい技術等を開発しやすくなる(近代化)、④失業等のリスクが軽減される(雇用保険の適用)」というメリットがあげられている。
- 4) 河北新報2011年6月22日付では「県漁協は撤回を求める漁業者1万3949人の署名を提出し、提訴も辞さない構えを見せた。知事は終了後、『特区にこだわらない』と譲歩する考えを明らかにした。」と報じられ、また、村井知事は「『話し合いを続けて着地点を見いだしたい。漁業権の順位を同列にすることが目的でなく、漁業者と企業を組ませることが狙いだ』と強調した。その上で、『企業が参入しやすいスキームを県漁協が示せば、特区を使わないこともあり得る』と譲歩する考えを表明。県漁協の組合員として参入した場合、企業が負担する販売手数料などを例に挙げ、『漁協側がいかに関与障壁をなくせるかだ』と条件を提示した。」ことにも言及されている。
- 5) 日本経済新聞2011年9月10日付における村井知事へのインタビューでは、知事は「漁業への民間企業の参入を促す水産業復興特区は必要か。」という質問に対して、「導入しなければいけない。宮城県は海面漁業の就業者数が年3%ずつ減っていた。高齢者の割合も

- 高い。さらに、震災後は宮城県漁業協同組合の調査で、漁業をやめる意向の人が3割だった。10年後の宮城の漁業の姿が今、来てしまった。特区による民間資本の導入や漁港の集約化を今進める必要がある」「ある浜では半分以上の漁業者が廃業の意思を持っている。特区で民間投資を促して会社を作り、若い人が入ってきたり、災害時に失業保険が出たりするような環境を整えたい。漁業者が立ち直る後押しをしたい」とし、また、特区の導入時期を2013年としたことについて、「2年間何もしないわけではない。まず民間会社を作り、当面は漁協の組合員として事業を進めてもらう。養殖施設の復旧や魚介類の種付けの準備など、生産開始まで2年かかる。それまでに企業には周り（の漁業者や漁協など）になじんでもらう。特区に賛成している漁業者が相当いることも分かっている」と応答している。
- 6) 日本経済新聞2011年12月9日付は「宮城県は8日、東日本大震災の津波で被災した県内全142漁港のうち、60港に加工・流通施設などの漁港機能を集約する方針を示した。甚大な被害を受けた水産業の復興は急務で、宮城県の村井嘉浩知事は『限られた財源の集中的な投資が必要だ』と説明した。同日、宮城県漁業協同組合に60港への集約の意向を伝えたという。集約するのは加工・流通施設など漁港としての機能の部分で、残りの82港も修繕は施し、船が停泊できるなど港として最小限の機能は残す。60港のうち気仙沼、石巻、塩釜、女川、志津川の5港を最優先に復旧する『水産業集積拠点漁港』とする。55港は『沿岸拠点漁港』に位置付け、2013年度までに復旧する。残りの82港は15年度までに復旧する予定。従来は漁港数を3割程度に集約する方針だった。集約対象になる漁港の管理者である市町や漁協との調整の結果、約4割にあたる60港となった。」と報じている。河北新報2011年12月9日付には再編方針にもとづく142港の分類の一覧が表示されている。
- 7) 「農林水産省の漁業センサス(08年)によると、本県の漁業従事者は9948人。男性従事者のうち、60歳以上の割合は1993年29.7%、98年39.6%、2003年44.8%と上昇を続け、08年は50.0%に達し、高齢化が急速に進んでいる。」(岩手日報2011年3月31日付)
- 8) 釜沢(1959, pp.182~184)では「むすび」において「以上岩手の漁協が歩んで来た歴史を、ふりかえって見た時、『三陸の漁場にめぐまれた漁民』と自らは誇っているが、決して豊かな生活を送ってきた漁民=組合員ではなかった。明治以来組合設立当初からの『漁民のための漁協』という看板は、多くの働く漁民=組合員のための機関となることはほとんどなかったようである。」と述べられ、最後の一文を「漁協が真に漁民=組合員のための漁協となるために漁協の歩みをつづけられなければならない。ここに岩手の漁協の発展が約束されることであろう。」とする。
- 9) 登録漁船数(海面)を規模別でみると、総数は14,846隻、そのうち船外機付船は11,779隻(79.3%)、動力漁船は2,989隻(20.1%)である(2008年)。動力漁船では3トン未満が63.0%、50トン以上が1.7%を占める。
- 10) 岩手日報2011年7月12日付では「県議会は11日、総務、環境福祉、商工文教、農林水産、県土整備の5常任委員会を開いた。農林水産委員会では、県が東日本大震災で被災した全漁港の岸壁や防波堤を復旧する方針を示した。」「加工施設や市場などを含む漁港の機能集約は今後検討する。」「県内では既に漁港機能の拠点化を決めた漁協もある中、機能を集約化するのか、それとも多くの費用と時間をかけて全漁港の機能を回復させるのか。」「全漁港の岸壁などを復旧する理由として、県管理の31漁港は公共施設として災害復旧が原則と説明。中小規模の市町村管理80漁港についても、本県沿岸の集落形成上、住民生活にとって重要な施設であることを強調した。しかし、漁港を復旧しても集落機能の回復が期待できない地域もあり、実際に復旧するかは市町村や漁協の方針を待って判断。」と報じられている。
- 11) 宮城県の「水産業復興特区」に対して批判的なスタンスをとる濱田(2012)では「水産復興マスタープラン」について、「経済的貢献度の低い漁村集落には漁港の復旧を諦めさせ、復興に向けての縦割行政の弊害については何ら指摘せず、更に海の自治を壊しかねないような内容が平然と盛り込まれているのである。この問題の根底には次のようなことが横たわっていると考えられる。まず、『地域』をどう捉えるかといった認識が不足していること、そして、産業政策という視点からのアプローチが優先されていること、である。そのため、経済的利害に囚われた提言になってしまったのであろう。」と鋭く指摘されている。
- 12) pp.111~113, p.39
- 13) 『水産白書』(平成22年版, p.61)では漁協経営について、「事業規模が縮小する中で、事業管理費の削減が進まないことから、67.8%の沿海漁協で事業利益が赤字となっており、沿海漁協全体では20億円(19事業年度)の赤字となっています。また、繰越欠損金が375億円(同)も累積しているなど、漁協経営は極めて厳しい状況にあります。」と記されている。なお、参考までに1組合平均(2008年事業年度)で組合員数345人(うち正組合員数194人)、職員数13人、出資金2.0億円(うち正組合員1人当たり103万円)、信用事業・貯金残高55.2億円、同・貸付金残高9.8億円、購買事業(供給高)2.6億円、販売事業(取扱高)13.1億円である(『水産白書』平成23年版, p.65)。
- 14) 小松(2011, p.68)では『『事業外利益』などの収入源は、農林中金などの配当金、政府補助金、海砂利採取補償金、および公共事業や電力・空港事業などによる補償金収入とみられるが、漁業権に関連した補償金などの実態は不明である。」と述べられている。
- 15) JF全漁連(2008)の馬場治論文では「漁業者の高齢化や後継者不足は、今日、離島に限らず漁業地域の存続にも関わる深刻な問題であることは確かである。し

かし、そのような状況の解消のために（企業的な漁業経営体の：筆者記入）新規参入が有効な手法となるとするのは論理の飛躍であるだけでなく、漁業の現実を全く見ていないという規制改革会議の姿勢を露呈している。漁業地域の存続のためには水産業の活性化を図る必要があることは当然であるが、そのことが新規参入の促進によって実現されうるといふ状況は想定困難である。現在でも漁業への新規参入のための各種の努力が漁業者団体、行政などの手によって行われているが、漁業技術の習得や漁場探索に係る経験の蓄積などの必要性から経営的に自立しうるとの期間がかかるなど、主として漁業の技術特性から必ずしも期待されたような効果を産んではいない。ここでは、漁業権や既存漁業者が新規参入の障壁になっているのではなく、むしろ多くの漁業地域は新規参入希望者を受け入れられるべく、技術習得のための技術指導体制の整備や受け入れのための住宅整備などの努力を続けているのである。それでも、新規参入者の定着は思ったように進んでいないのが実情である。」と述べられている。

- 16) 河北新報（2011年5月29日付）によれば、「県漁協の木村会長は『漁師が給料取りになる考えは受け入れられない』と断言。『漁師には競争心がある。その中で、互いに調和を取りながら生きている』と風土の違いを指摘する。利益追求が優先する民間企業への不信感も根強い。県漁協は『企業は経営が傾くとすぐ撤退し、残るのは地域の荒廃だけだ。われわれは数多く経験している』と言う。』
- 17) 勝川（2011、p.30）では「筆者は、漁業を行うためのインフラだけを元に戻しても、水産業が復興するとは思っていません。その理由は以下の四点です。(1)被災前の状態に戻すために十分な予算がない、(2)被災前の状態に戻しても、日本漁業には未来がない、(3)加工・冷蔵が復活しなければ、魚の値段はつかない、(4)一度失ったシェアは、前と同じ価格・品質では取り返せない。」と述べられている。
- 18) p.155
- 19) p.134
- 20) 日本経済新聞 2011年9月7日付は「宮城県と宮城県漁業協同組合は6日、漁業の復興策などについて意見交換する連絡会議の第1回会合を県庁で開いた。…これまで漁協側との協議の場がなかったことなどを受け、県農林水産部の千葉宇京部長は『情報交換が十分でなかったことを率直に反省しておわびしたい』と話した。」と伝えている。
- 21) 『水産白書』（平成22年版）p.29
- 22) 『水産白書』（平成23年版）p.82
- 23) p.101
- 24) 「漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の円滑な再開」の内容は「生産者の指導母体となる漁協機能を早期に回復するため、漁協事務所、共同利用施設を整備するほか、漁船、漁具等の個人施設についても地域漁業の重要な生産手段として漁業協同組合が一括再整備し、組合員に無償で貸し出し共同利用に供するシステムを

構築するなど、漁業協同組合を核とした漁船漁業、養殖業の円滑な再開を図ること。」である。

- 25) 「漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築」は以下の4点、すなわち①事務所の復旧と漁協機能の早期回復、②倉庫、作業場等の共同利用施設の整備、③漁船、漁具、養殖施設等の生産手段を漁協が一括整備し、組合員が共同利用するシステム等の構築と、担い手の確保・育成、④つくり育てる漁業の基盤となるサケやアワビ等の効率的な種苗生産体制の構築から構成された。
- 26) 山本（1996、pp.207～208）では「いま行政と漁協系統が一体的に進めている資源管理型漁業へ移行するためには漁協以外の漁業権管理団体を考え難い。漁場管理は漁業者の自主管理を基礎にしなければならないからである。」「漁協による漁業権の所有と管理が民主的・合理的に行われているところほど素晴らしい漁協・漁村となっている。例えば北海道の湧別、野付、歯舞漁協、青森県尻野漁協、岩手県の各漁協、愛媛県遊子漁協、鹿児島県東町漁協などである。これに反して漁協による漁場管理の乱れているところに優良漁協・漁村の例はない。漁業権を漁協から切り離せというのは漁村の実態を知らぬ者の言い種にすぎない。結論をいえば漁協から漁業権を切り離すことには反対せざるを得ない。」「活性化の問題は漁協の漁業権所有と次元を異にする問題である。漁業者の基本的権利を一時の思いつきでいじりまわすのは禁物である。」と鋭く指摘されている。
- 27) 山本（2002、pp.89～90）では水協法施行50周年記念第6回全国漁協大会（1998年11月）の資料「組合員意識調査」を取り上げ、「漁業を良くするために必要なこと」として、①価格の安定向上43.4%、②資源の維持増大36.2%、③経営の合理化7.7%の順となり、「漁協への満足度」については、①多少不満である44.3%、②満足している34.3%、③不満である9.0%となり、「不満（①と③の合計）」が53.3%に及んだことが示されている。「組合員・漁民と漁協経営者は、何よりも『資源の維持』と『魚価の向上』を願っている。また、漁協の事業に対して不満があるのは常に『販売事業』がトップであり、二位の『信用事業』への不満の2倍以上の数字が出ている。それは、第一回の全国漁協大会以来一貫してあらわれている特徴である。」したがって、長年にわたって、それらの点で成果を取っている先進事例があるにもかかわらず、それが一般化しなかったり、広域的に実践されていないのが現状である。
- 28) 筆者が2009年8月の大槌町社会・経済調査の際に入手した、大槌漁協「第38年度業務報告書」（2008年度）では「まだまだ組合の経営収支が自営定置等の事業収益に大きく依存していることから、本年度のような場合、サケの不漁が大きく影響を及ぼし、サケに関連する自営定置部門、増養殖部門、魚市場部門等の事業収益が減少し、本年度決算は、事業収益が7億5千160万円の前年比9千660万円の減、事業利益は625万円と前年度事業利益1億1千880万円を大幅に下回るこ

- ととなり、平成20年度決算において15,097千円の損失金を計上することになりました。」と記されている。
- 29) 財政学研究会主催 2011年冬シンポジウム「震災復興と地域再生」(2011年12月10日、京都大学)において、廣田純一氏(岩手大学教授)は「コミュニティの現状と課題」と題して特別講演を行ったが、そこで「漁業の支援は主に漁協を通して行われますが、そこにも少し問題があるようです。国や県のような支援制度を理解し、自分たちに合った制度を選択して、末端の組合員までわかりやすく伝えるとともに、組合員の意向集約を図り、国や県、市町村に言うべきことを言うといったことが、必ずしもすべての漁協でこなせているわけではないということです。やる気のある漁業者ほど、大きなストレスを抱えているという実態も聞いています。」と述べている。これに対してJF全漁連(2011)では、「被災地の漁協の多くが固定債務を抱えていたところであるが、震災後は、産地市場をはじめ各種事業が十分に機能していない状況下で、通常の漁協収入の途絶を余儀なくされ、経営はさらに困難なものとなっている。このため各漁協は、職員の給与を含む通常の運営費も正常な形では捻出することができず、地域によっては、職員の解雇や転職が始まっている。漁協職員の就業環境は、給与の引き下げ、人員整理、被災漁業者から求められる過大な業務など、極めて厳しいものがある。」と述べられている。
- 30) 「県が今夏実施した調査では、沿岸部で水産加工を手掛ける134業者のうち117業者が被災。再開済みや再開意向を示す業者は74業者で、廃業を決めたり『今後は未定』とする業者もある。」(岩手日報2011年10月13日付)筆者による県内の漁協や町役場でのヒアリングでは瓦礫処理や漁場調査などの緊急雇用対策がある漁業者に比して、就業・生産規模の大きい加工業や流通業の従事者の失業(雇用)問題が深刻であることを頻りに聞いた。ただし、その後、「本県沿岸地域の水産加工業の再建の動きが加速している。行政の補助金の活用で資金確保のめどが立ったことから、被災企業の再開率は46%と5カ月前の約4倍に上るまで回復。ただ、工場を建設するための用地が不足していることなどから再建の動きに『地域差』も見られ、県は補助制度のあっせんや商品開発の支援などを強化し事業再開に結びつける方針だ。」(岩手日報2012年3月22日付)岩手県の水産加工業の生産額は海面漁業・養殖業の生産額の倍近いので、いわば車の両輪として早期再建を目指す必要がある。
- 31) 岩手日報2011年11月19日付は「本県沿岸部で、漁船調達が思うように進んでいない。震災前、本県の登録漁船は1万4303隻あった。10月末までに新規登録された漁船は1666隻。被災せず残った約1割(県推計)と合わせても、震災前の2割程度しか漁船が確保できていない現状だ。新規登録には県北部と県南部で差も生じている。被災、復興状況が異なるためとみられる。山田町以北8市町村をみると、震災前の15%に当たる隻数の登録があったが、大槌町以南4市町村は7%となっている。県は震災を受け、共同利用船約6800隻分の確保費用を予算措置した。しかし県内の漁協によると、新規登録は新造船より修理船や中古船が多い。被災した東北地方の造船所は自らの復旧が優先の状況。その分もあって全国の造船所に注文が殺到しており、新造船の早期確保は難しい。」と報じている。
- 32) 岩手日報2011年9月28日付では「県内漁港周辺の海中がれきの撤去が27日、完了した。県は86漁港から約46万立方メートル(県庁5.4個分)を撤去し、全漁港で漁船や作業船の航行が可能になった。今後は秋漁に備え、定置網などを設置する沖の海域の撤去作業を急ぐ。」「がれきは定置網や養殖施設を設ける沖の海域にも50万~60万立方メートル沈んでおり、県は主力の秋サケなどの漁場を優先しながら本年度内の全量撤去を目指す。」と伝えられている。
- 33) 岩手日報2012年3月31日付は「大震災後初となる本県の養殖ワカメの生産で、多くの漁協や生産組合が協業に取り組んでいる。個人操業を続けてきた漁師たちだが、『船もボイル釜もない状況であれば仕方がない』と現実を受け入れる。」「漁業の協業で課題とされるのは収入の分配方法。漁業従事者の作業能力や体力には年齢差、個人差などが大きく、参加する人数が多いほど合意形成を図るのは難しい。漁業者の意欲の低下が懸念される一方、『高齢化が進む中で生産を維持していくには協業を続けていくのも選択肢の一つだ』との見方もある。昨年11、12月のアワビ漁でも多くの漁協が協業方式を導入し、各漁師の過去の水揚げ実績に伴い収入を傾斜配分するケースが多かった。一方でワカメの養殖は経費などを差し引いた収入を生産者で均等割りする方式が目立つ。多くの漁協は、漁船の確保が進めば従来の個人経営に戻す考えだ。」と伝えている。
- 34) 岩手日報2011年8月7日付ではワカメ養殖等について以下のとおり報じられている。「岩手日報社が本県沿岸24漁協を対象に行ったアンケートで、日本一の生産量を誇る県産ワカメの養殖漁業者数が震災前から3割減の見通しとなることが分かった。定置網数も前年度より20%減少ない66%統にとどまる見込み。」「本県のワカメ養殖は久慈市以南の19漁協管内で行われてきた。前年度1590人いた養殖漁業者のうち、今年養殖を予定するのは1130人で7割程度にとどまる。理由としては、高齢化による廃業を挙げる漁協が多い。後継者がいない高齢漁業者が設備投資を負担に感じているほか、津波で家族を失ったことによる労働力の減少、自宅などを被災し今年の養殖を見送る漁業者もあるという。生産量が県内一の重茂漁協(宮古市)は183人から128人に減少、生産量が35%ほど落ち込むとみている。大槌町漁協では54人から半減する見込み。このほか、養殖漁業者はホタテガイ、カキで震災前に比べて県内全体で4割減となる見通しだ。22漁協が実施してきた定置網は前年度比23%減の66%統に減少。漁船や網の津波被害が響く。7月末現在で、12%統が復旧しており、秋サケ漁の最盛期を見据えて10月までに順次、操業を再開させる。」「国、県、市

- への要望」（複数回答）では、『漁港の早期復旧』が最多で全 24 漁協が回答。『加工、流通の流れの構築』（20 漁協）、『補助事業の早期執行』（19 漁協）、『漁船確保』（18 漁協）が続く。「一方、田老町漁協では当初、養殖漁業者が半減すると思われたが、震災前の約 8 割まで持ち直した。同漁協の藤井充参事は『共同作業ではあるが少ない自己負担で漁業が再開できることが分かり、廃業を思いとどまった人が多い』と県の共同利用漁船購入などの補助事業を一定評価。』
- 35) 重茂漁協等の「共同運営方式」（後述）とは異なるが、広田湾漁協のメンバー 18 人が 2000 年に設立したワカメ養殖協業作業組合は 6、7 月の種苗から収穫までを漁業者が共同で取り組んでおり、この方式は県内では唯一となっていた。釜ゆでや塩蔵などは行わず、ワカメはそのまま同漁協の加工場に出荷していた。2011 年 5 月の漁協組合長へのヒアリングでは 1 人もやめないうことであった。
- 36) 筆者が入手した「大槌町水産基本計画」（04 年 3 月）の「第 4 章施策の方向」「第 5 節漁業就業者育成対策」「(2) 新規就業者の受け入れ」では「既存の漁業後継者とは別に、漁業外からの新規漁業参入者を含め、意欲的な人材を確保するとともに、その育成を図るため、組合員資格と各種規制の再検討を進め、漁業技術及び指導體制の整備を推進する。」と記されているが、町が 06 年にまとめた水産基本計画進捗状況では、「現在のところ漁業権、養殖スペース等の関係から漁業への新規参入及び人材確保は行っていない現状にある。」「組合員資格及び各種規制等について漁協として検討、協議されていない現状にある。」
- 37) 岩手日報 2012 年 1 月 15 日付では「同漁協は、定置網のサケ漁やワカメ、ホタテなどの養殖が主力だが、近年は漁獲量の減少や魚価低迷で、ピーク時に 20 億円近かった年間売上高は 10 億円を割っていた。」と伝えられている。
- 38) 河北新報 2012 年 1 月 20 日付は漁船復旧補助事業による漁船取得で漁協間格差が出ていることを取り上げ、「綾里（大船渡市）、田老町（宮古市）、船越湾（山田町）の 3 漁協が 100 隻以上確保している一方、10~20 隻しか入手できていない漁協もある。県の補助交付決定が最終的に昨年 12 月末までずれ込んだ結果、決定通知がないまま立て替え払いを迫られ、資金力の差が出たのも一因とされる。」と伝えている。
- 39) 一般的にみられる共同漁業権（第 1 種）の設定にもとづき、漁期が 11 月から翌年 2 月までといったように制限されたり、解禁日（口開け日）や採捕基準の殻長が決められているアワビ漁と異なり、重茂漁協は 2008 年、通年出荷を目指し区画漁業権（第 3 種）を設定した。アワビでは県内初で、全国でも例が少ない。これにより区画内では漁期や採捕時の殻長制限などがなくなった。2010 年度は約 15 万個の稚貝を育て、それは自前の種苗生産施設で育成し、放流する。いわば「通年」ノウハウが確立しつつあった矢先に大震災となったわけである。
- 40) 釜沢（1959、pp.177~178）では重茂漁業の改革の父と呼べ、現在の漁協経営における水産資源の維持管理の点にも大きな影響を与えている「西館善平」（重茂漁協初代組合長、宮古市議会副議長）について以下のように記述されている。「西館氏は重茂（旧重茂村）の出身であるが只生れた地というだけで小学校を卒えると村を出て、その後何十年と朝鮮で役人生活を、郷里の古い慣習もその封建性も知らない。」「『組合と事業の概況』という組合員に配ったパンフレットの中でも『生活費の大部分を定置や全く自然に依存する採介藻漁業によって賄っている点…退化漁村の素因を具備している…ここに重茂漁協の問題点がある』という他人の世話など当てにできなかったというより当てにならない外地の生活から学んだ体験を実践する組合経営には定評がある。』なお、重茂漁協は 1949 年の設立であり、その出発点は 1902 年設立の重茂浜漁業組合まで遡ることができる。
- 41) 日本生活協同組合連合会ホームページから数値を引用（重茂漁協の定置加工販売課長と購買課長を兼任する後川良二氏へのインタビュー記事）。
- 42) 河北新報 2011 年 4 月 7 日付では次のことが伝えられている。「宮古市の重茂漁協（組合員 529 人）は 6 日の理事会で、漁船を組合で所有し共同利用していく方針を決めた。」「伊藤隆一組合長は『理事会で共同利用方式に異論はなかった。みんなが生き残っていくにはこれしかない』と話した。近く総会を開き、組合員に理解を求める。『真崎ワカメ』のブランドで全国出荷していた同市田老漁協も今月から、養殖漁業者を回って新たな生産方式を提案している。案によると、3、4 人ずつで『養殖班』を作り、共同経営を実施。班ごとに収穫したワカメを自家加工（ボイル）して漁協に出荷。毎月の給料を漁協が支払う仕組みで、重茂漁協とほぼ同様の漁船の共同利用や養殖施設整備を目指している。』
- 43) 釜沢（1959、pp.157~158）には戦後の全国的な新漁協の発祥時における岩手県内の漁協について以下の興味深い記述がある。「同一町（村）内に 9 組合の設立をみたのは、県北の種市町であり、何れも組合員 200 に満たない小組合であった。岩手の漁協の設立状況は、一般に旧部落単位に設立が進められた傾向がある。県北の九戸郡地区の場合は、この傾向が最も甚だしい。特に種市町の場合はそれである。従来種市地区の生産様式は、各漁家総出でわかめ、こんぶ、あわび等生産するのであるが、この生産物（漁獲）は、誰の所有物にもならない。勿論個人あるいは一漁家のものにもならない。いわば『共有の生産物』である。このように『共同で生産』し、その販売も共同販売で、また分配も家族人数割である。原始共産村落のままの生産様式である。このように生産から分配に至るまで、共同の所は、宮古市重茂漁協の荒巻部落以外は、岩手には見当たらない。他の何れの地区も生産物は多少に依らずすべて生産者の自由（所有）である。」なお、旧種市町（現洋野町）の玉川浜漁協は 1965 年 4 月以来、県内最少

の組合員数で、50人に満たず、現在では30人程度まで減少しており、アワビ・ウニ漁が盛んである。

- 44) 日本経済新聞 2011年10月31日付は洋野町の関根商店が事業再開に動き出したきっかけは、地元の洋野町が独自につくった緊急支援金だったことを伝えている。関根商店の従業員数は震災前に25人だったが、震災直後にほぼ全員解雇せざるを得なかった。「洋野町は関根商店の敷地に入り込んでいたガレキを町の負担で撤去すると申し出るとともに、緊急支援金への申請を提案。敷地内にあったガレキを3月中に撤去し、6月に緊急支援金2000万円を支給した。」「秋サケ加工に最低限必要な加工場と冷凍冷蔵庫を修理。従業員20人を再雇用し、8月から事業を再開した。」同町水産商工課によると、水産加工業者の再開に関して、「約90人の雇用が維持できた」(久保田藤男課長)という。「水産加工業は盛漁期に仕入れができなければ1年を棒に振る。金融機関は融資が決まるまでに時間がかかり、…。」
- 45) 河北新報 2011年10月25日付では「仮設魚市場は、津波で施設が壊滅した志津川魚市場東側の県有地に建設された。売り場面積は1200平方メートルで、震災前の約3分の1。日立造船が製氷装置を無償貸与している。総事業費約1億8900万円は、国の補助金とヤマト福祉財団(東京)の助成金で賄われた。」と報じられている。
- 46) 水産庁やNPO法人水産業・漁村活性化推進機構の資料をみると、がんばる養殖復興支援事業とは、①国は事業実施者(漁協等)に、がんばる養殖実施のために必要な事業費を支払う。②事業実施者は、養殖生産を実際に行う養殖業者グループと契約を結び、養殖業者グループに必要な経費を支払う。③養殖業者は養殖生産を行う。水揚物は事業実施者のものとなる。④事業実施者は、水揚物を販売して得た代金(水揚金)により、国に事業費相当額を返還する。水揚金が事業費に満たない場合、赤字分の一部を国が助成する。

【参考文献】

- ・伊藤康宏「近代日本における漁業組合の展開——山口県の『優良漁業組合』を中心に——」(谷口憲治編著『中山間地域農村発展論』2012年、農林統計出版)
- ・岩手県漁協婦人部連絡協議会『岩手県漁協創立20周年記念誌 海と共に』(1976年)
- ・岩手県編『岩手県漁業史』(1984年)
- ・岩手県「いわて県民計画 ゆたかさ・つながり・ひと〜いっしょに育む『希望郷いわて』〜」(2009年12月)
- ・同「いわて三陸海洋産業振興指針〜『海の産業創造いわて』の実現を目指して〜」(2009年12月)
- ・同「岩手県東日本大震災津波復興計画・復興基本計画〜いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造〜」(2011年8月)
- ・加瀬和俊「釜石市における漁業——経済振興策と家族・地域・漁協——」(『社会科学研究』第59巻第2号、2008年2月、東京大学社会科学研究所)
- ・同「漁業権『開放』は日本漁業をどう変えるか」(『世界』2011年10月号)
- ・大槌町「大槌町水産基本計画」(2004年3月)
- ・大槌町漁業史編集委員会編『大槌町漁業史』(1983年)
- ・勝川俊雄『日本の魚は大丈夫か——漁業は三陸から生まれ変わる——』(2011年、NHK出版)
- ・釜沢勲『岩手漁協八十年の歩み』(1959年、いさな書房)
- ・川崎健「『水産特区』問題の源流——漁業権の学際的考察から——」(『経済』2011年11月号)
- ・規制改革会議「規制改革の推進のための第2次答申」(2007年12月25日)
- ・経済同友会「新しい東北、新しい日本創生のための5つの視点——東日本大震災復興計画に関する第1次提言——」(2011年6月)
- ・小松正之『海は誰のものか——東日本大震災と水産業の新生プラン——』(2011年、マガジンランド)
- ・JF全漁連・漁業制度問題研究会「日本経済調査協議会・水産業改革高木委員会『緊急提言』に対する考察」(2007年7月)
- ・JF全漁連「季刊誌『漁協』別冊 漁業・漁村の活性化に向けて——『規制改革会議第2次答申』の問題点と課題——」(2008年7月)
- ・JF全漁連・東北地方太平洋沖地震による被災漁業・漁村の復興再生に向けた有識者等検討委員会「中間報告書」(2011年7月)
- ・白須敏朗『東日本大震災とこれからの水産業』(2012年、成山堂書店)
- ・水産総合研究センター「我が国における総合的な水産資源・漁業の管理のあり方(最終報告)」(2009年3月)
- ・水産庁編『水産白書』各年度版(平成20~23年度)
- ・関満博『東日本大震災と地域産業政策Ⅰ——2011.3.11~10.1——』(2011年、新評論)
- ・関満博編『震災復興と地域産業Ⅰ——東日本大震災の『現場』から立ち上がる——』(2012年、新評論)
- ・寺島実郎他『震災からの経済復興——13の提言——』(2011年、東洋経済新報社)
- ・東京水産振興会「別冊『水産振興』 東日本大震災と漁業・漁村の再建方策」(2011年4月)
- ・日本経済団体連合会「復興・創生マスタープラン〜再び世界に誇れる日本を目指して〜」(2011年5月)
- ・日本経済調査協議会「魚食をまもる水産業の戦略的な抜本改革を急げ——水産業改革高木委員会(緊急提言)——」(2007年2月)
- ・同「水産業改革高木委員会調査報告・魚食をまもる水産業の戦略的な抜本改革を急げ」(2007年7月)
- ・同「緊急提言 東日本大震災を新たな水産業の創造と新生に」(2011年6月)
- ・農文協編『復興の大義——被災者の尊厳を踏みにじる新自由主義的復興論批判——』(2011年、農山漁村文化協会)
- ・農林水産省大臣官房統計部編『ポケット水産統計(平成22年度版)』(農林統計協会)
- ・濱田武士「水産業の再生と特区構想の行方」(『ガバナン

- ス』2011年9月号)
- ・同「漁村に関連する復興構想とその議論」(『地域経済学研究』第23号、2012年1月、日本地域経済学会)
 - ・東日本大震災復興構想会議「復興への提言～悲惨のなかの希望～」(2011年6月25日)
 - ・東日本大震災復興対策本部「東日本大震災からの復興の基本方針」(2011年7月29日)
 - ・廣吉勝治「漁協の性格と『組織強化方策』について(協同組合基礎理論研究シリーズ第36集)」(1993年10月、農林中金総合研究所基礎研究部)
 - ・北海道奥尻町ホームページ
(<http://www.town.okushiri.lg.jp/>)
 - ・宮城県「宮城県震災復興計画～宮城・東北・日本の絆再生からさらなる発展へ～」(2011年10月)
 - ・同「宮城県水産業復興プラン」(2011年10月)
 - ・村井嘉浩『復興に命をかける』(2012年a、PHP研究所)
 - ・同『それでも東北は負けない——宮城県知事が綴る3・11の真実と未来への希望——』(2012年b、ワニブックス)
 - ・山川卓「東日本大震災とこれからの水産業」(『都市問題』2011年8月号)
 - ・山本辰義『漁協運動の課題と展望』(1996年、漁協経営センター)
 - ・同『漁協はどこへ行く』(2002年、漁協経営センター)
 - ・同『続・漁協はどこへ行く』(2005年、漁協経営センター)

〔2012年6月25日脱稿〕